

【資料】

資料1	司法制度改革審議会意見書	1
資料2	司法制度改革推進計画	25
資料3	法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）	30
資料4	法科大学院適性試験の志願者数・受験者数の推移	62
資料5	志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成22年度）	63
資料6	法科大学院 入学者選抜実施状況	65
資料7	新司法試験の合格率等	66
資料8	平成21年新司法試験法科大学院別合格者数等	67
資料9	平成21年新司法試験における法科大学院別データ（平成20年度修了者）	68
資料10	法科大学院別受験者数・合格者数調（平成17年度修了者～平成20年度修了者） 合格率順	71
資料11	新司法試験受験状況（平成18年～平成22年）	75
資料12	平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学 院の改善状況（まとめ）	80
資料13	専門職大学院設置基準	88
資料14	法科大学院に係る設置基準の概要	89
資料15	法科大学院の認証評価について	90
資料16	法科大学院における組織見直しの促進方策について	91
資料17	新司法試験制度の概要	94
資料18	新司法試験短答・論文・総合成績（平成21年）	95
資料19	新司法修習の内容	96
資料20	司法修習生考試に関する資料	97

司法制度改革審議会意見書

— 21 世紀の日本を支える司法制度 —

平成 13 年 6 月 12 日

司法制度改革審議会

2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。上記のような 21 世紀の我が国社会における司法の役割の増大に応じ、その担い手たる法曹（弁護士、検察官、裁判官）の果たすべき役割も、より多様で広くかつ重いものにならざるをえない。司法部門が政治部門とともに「公共性の空間」を支え、法の支配の貫徹する潤いのある自己責任社会を築いていくには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹の役割が格段と大きくなることは必定である。

国民が、自律的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することができる法曹の協力を得ることが不可欠である。国民がその健康を保持する上で医師の存在が不可欠であるように、法曹はいわば「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在である。

法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすことへの期待は飛躍的に増大するであろう。

また、21 世紀における国際社会において、我が国が通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強く認識される。とりわけますます重要性の高まる知的財産権の保護をはじめ、高度な専門性を要する領域への的確な対応が求められるとともに、国際社会に対する貢献として、アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことも求められよう。

21 世紀における、以上のような役割を果たすためには、法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、相互の信頼と一体感を基礎としつつ、それぞれの固有の役割に対する自覚をもって、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが、強く求められる。

3. 国民の役割

統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない。

司法がその求められている役割をいかに遂行するためには、国民の広い支持と理解が必要である。政治改革・行政改革等を通じて政治部門の統治能力の質が向上するに伴い、政治部門の国民に対する説明責任も重くなる。同様に、司法部門も、司法権の独立に意を用いつつも、国民に対する説明責任の要請に応え、国民的基盤を確立しなければならない。司法は、その行動が、国民にとって、見えやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものであって、初めてその役割を十全に果たすことができるのである。

司法が国民的基盤を確保するためには、法曹が、国民から信頼を得ていなければならない。信頼の源は、法曹が、開かれた姿勢をもって、国民の期待に応える司法の在り方を自覚的に作り上げていくことにある。法曹は、国民に対する説明責任の重みと、国民にとってより良い司法を確立する高度の責任を自覚しつつ、進んでこれらを果たしていかななければならない。

そのために、法曹は、不断に自らの質を高めながら、プロフェッションとして国民との豊かなコミュニケーションを確保する中で、良き社会の形成に向けての国民の主体的・自律的な営みに貢献しなければならない。他方、国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、司法を支えていくことが求められる。21世紀のこの国の発展を支える基盤は、究極において、統治主体・権利主体である我々国民一人ひとりの創造的な活力と自由な個性の展開、そして他者への共感に深く根ざした責任感において他にないのであり、そのことは司法との関係でも妥当することを銘記すべきであろう。

(2) 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）

高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。

今後の社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要は、量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想される。現在の我が国の法曹を見ると、いずれの面においても、社会の法的需要に十分対応できているとは言い難い状況にあり、前記の種々の制度改革を実りある形で実現する上でも、その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することは不可欠である。

法曹人口については、平成 16（2004）年には現行司法試験合格者数 1,500 人を達成した上、新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成 22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間 3,000 人にまで増加させることを目指す。

法曹養成制度については、21 世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した大学院（以下、「法科大学院」と言う。）を設ける。

弁護士制度については、社会のニーズを踏まえ、法律相談活動の充実、弁護士報酬の透明化・合理化、専門性強化を含む弁護士の執務態勢の強化等により、国民の弁護士へのアクセスを拡充するほか、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化など弁護士倫理の徹底・向上を図るための方策を講じる。

検察官制度については、検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する観点から、検事を一般の国民の意識等を学ぶことができる場所で執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直しなど検察官の意識改革のための方策等を講じる。また、検察庁の運営に国民の声を反映することのできる仕組みを整備する。

裁判官制度については、国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し、判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みの整備を始めとする判事補制度の改革や弁護士任官の推進など給源の多様化・多元化のための方策を講じるとともに、国民の意思を反映しうる機関が裁判官の指名過程に関与する制度の整備

や人事評価について透明性・客観性を確保するための仕組みの整備等を行う。

(3) 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える。

司法の国民的基盤を更に強固なものとして確立すべく、国民の司法参加を拡充するための方策を講じる。

司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入する。民事訴訟手続については、専門的知見を要する事件を対象に、専門家が裁判の全部又は一部に関与し、裁判官をサポートする制度を導入する。また、検察審査会の一定の議決に法的拘束力を付与すること、人事訴訟の移管に伴う家庭裁判所の機能の充実の一環として参与員制度を拡充することなど、既存の参加制度についても拡充する。さらに、裁判官任命手続へ国民の意思を反映させる制度や、裁判所、検察庁、弁護士会の運営等について国民の意思をより反映させる仕組みを導入する。基本法制の整備など分かりやすい司法の実現、司法教育の充実、司法に関する情報公開の推進等、こうした司法参加を実効あらしめるための条件整備を進める。

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成 16 (2004) 年には合格者数 1,500 人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 (2010) 年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成 30 (2018) 年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和 39 年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて 500 人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500 人前後の数字が平成 2 年まで続いた。そして、平成 3 年からようやく増加に転じ、平成 11 年には 1,000 人に達した。法曹人口の総数は、平成 11 年の数字で 20,730 人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約 20,000 人<法曹 1 人当たりの国民の数は約 6,300 人>、アメリカが約 941,000 人<同約 290 人>、イギリスが約 83,000 人<同約 710 人>、ドイツが約 111,000 人<同約 740 人>、フランスが約 36,000 人<同約 1,640 人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約 57,000 人<1996-1997>、イギリスが約 4,900 人<パリスタ 1996-1997、ソリシタ 1998>、ドイツが約 9,800 人<1998>、フランスが約 2,400 人<1997>である。).

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫

緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間 3,000 人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成 14（2002）年の司法試験合格者数を 1,200 人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成 16（2004）年には合格者数 1,500 人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成 16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第 2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成 22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模（法曹 1 人当たりの国民の数は約 2,400 人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

第 2 法曹養成制度の改革

1. 新たな法曹養成制度の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。
- 法科大学院は、平成 16（2004）年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきである。

21 世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか。

この課題に関して、まず、現在の法曹養成制度が前記のような要請に十分に応えうるものとなっているかを考えてみると、現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず依然として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと等の問題点が認められ、その試験内容や試験方法の改善のみによってそれらの問題点を克服することには限界がある。

一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。

前者の問題点については、例えば、現行の司法試験による合格者数を端的に大幅に増加させるということも考えられなくはないが、これでは、前記のような現行の法曹養成制度に関する問題点が改善されないまま残るばかりか、むしろ事態はより深刻なものとなることが懸念される。

また、大学における法学部教育を何らかの方法で法曹養成に資するよう抜本

的に改善すれば問題は解決されるとの見方もありうるかもしれないが、この考え方は、大学法学部が、法曹となる者の数をはるかに超える数（平成 12 年度においては 4 万 5 千人余り）の入学者を受け入れており、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っていることを看過するものであり、現実的妥当性に乏しいように思われる。

それらの点をも含めて考えると、前記のような現行制度の問題点を克服し、司法（法曹）が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核を成すものとして、大要、以下のような法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる。

法曹人口増加の目標（前記第 1「法曹人口の拡大」参照）との関係をも考え、法科大学院は、平成 16（2004）年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備され、司法試験等にも、それに合わせて必要な見直しが行われるべきである。

2 法科大学院

(1) 目的、理念

ア 目的

法科大学院は、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること
- 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること

- 新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- 法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとする
- 以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- 入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする
- 資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- 法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講ずること

(2) 法科大学院制度の要点

ア 設置形態

- 法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。
- 独立大学院や連合大学院も制度的に認めるべきである。

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。なお、法科大学院の設置は既存の大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方公共団体等の大学以外の主体が学校法人を作るなどして、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置することができるのは当然である。既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争し、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する柔軟なシステムが展開されることが望まれる。

設置形態としては、法学部に組織上の基礎を持つ大学院のほかに、基礎

を持たないもの（独立大学院）や複数の大学が連合して設置するもの（連合大学院）も制度的に認められるべきである。

なお、大学が法科大学院を設置するに当たっては、従来の研究中心の考え方から真の教育重視への転換に向けて相当な自己変革の努力が求められることは言うまでもない。

イ 標準修業年限

標準修業年限は 3 年とし、短縮型として 2 年での修了を認めることとすべきである。

標準修業年限は 3 年とし、併せて、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者。法学部出身者であると否とを問わない。）については、短縮型として 2 年での修了を認めることとすべきである。

ウ 入学者選抜

- 入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。
- 多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。

入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。もっとも、これらをどのような方法で評価し、また判定に当たってどの程度の比重を与えるかは、各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断に委ねられる。

21 世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる

べきである。その割合は、入学志願者の動向等を見定めつつ、多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。

出願資格については、通常の大学院入学資格が適用される。したがって、学部卒業が原則であるが、学部を卒業していない者であっても、各法科大学院が行う資格審査によって出願資格の認定が可能である。

入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行い、法学既修者に対して修業年限の2年への短縮を認める法科大学院にあつては、法学既修者としての入学を希望する者には適性試験に加えて法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であるが、法律科目試験についても、統一的に実施することが考えられる。適性試験や法律科目試験に加えて小論文や面接等を組み合わせるかどうか、組み合わせる場合の配点比率をどうするか等は、各法科大学院の自主的判断に委ねられる。

エ 教育内容及び教育方法

- 法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。
- 教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとするべきである。
- 法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。
- 厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

必修科目や教員配置等についての基準を定めることにより、法曹養成のための教育内容の最低限の統一性と教育水準を確保しつつ、具体的な教科内容等については、各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする。各法科大学院は、互いに競い合うことによりその教育内

容を向上させていくことが望まれる。

法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。このような観点から、授業内容・方法、教材の選定・作成等について、研究者教員と実務経験を有する教員（実務家教員）との共同作業等の連携協力が必要である。

法科大学院における教育方法（授業方式）としては、講義方式や少人数の演習方式、調査・レポート作成・口頭報告、教育補助教員による個別的学习指導等を適宜活用することとする。とりわけ少人数教育を基本とすべきである。

また、法科大学院での授業は一方的なものであってはならず、双方向的・多方向的で密度の濃いものとし、セメスター制（一つの授業を学期ごとに完結させる制度）の採用等によりなるべく集中的に行うこととすべきである。

「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要である。このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

オ 教員組織

- 法科大学院では、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保すべきである。
- 実務家教員の数及び比率については、カリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。
- 弁護士法や公務員法等に見られる兼職・兼業の制限等について所要の見直し及び整備を行うべきである。
- 教員資格に関する基準は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとすべきである。

教員組織については、法科大学院は、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の専任教員等を確保すべきである。

また、法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、実務家教員の参加が不可欠である。実務家教員としては、狭義の法曹に限らず、適格を有する人材を幅広く求める必要がある。

実務家教員の数及び比率については、法科大学院のカリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。

同時に、実務家教員については、専任教員であっても、その任期や勤務形態について柔軟に基準を運用することを考える必要がある。さらに、実務家教員の任用を容易にするため、弁護士法や公務員法等に見られる兼職・兼業の制限等について所要の見直し及び整備を行うべきである。

実務家教員の法科大学院への配置については、大学の教員採用の自主性を前提としつつ、所要の人員が継続的に確保されるよう、派遣のための法曹三者との協力体制の整備が不可欠である。

研究者、実務家の別を問わず法科大学院での指導適格教員に関し、法科大学院での教員資格に関する基準は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとすべきである。

法科大学院は法曹養成に特化した大学院であり、研究後継者養成型の大学院（法学研究科ないし専攻）と形式的には両立するものであるが、内容的にはこれらと連携して充実した教育研究が行われることが望ましい。また、法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者

については、法曹資格を持つことが期待される。

教員の採用は各法科大学院が行うこととなるが、教員候補者の教育能力、教育意欲及び教育実績を重視した採用に努めるとともに、教員の流動性及び多様性が高められるよう配慮することが望まれる。

なお、以上のような教員組織に関する基準については、新制度への円滑な移行を可能にするため、柔軟で現実的な運用を適切に考慮するものとする。

カ 学位

法科大学院独自の学位（専門職学位）の新設を検討すべきである。

修了者に付与される学位については、国際的通用性をも勘案しつつ、法科大学院独自の学位（専門職学位）を新設することを検討すべきである。

(3) 公平性、開放性、多様性の確保

- 地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである。
- 夜間大学院や通信制大学院を整備すべきである。
- 奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。

地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。通信制大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題は残っているが、高度情報通信技術の発展等を視野に入れつつ、積極的に対応すべきである。

資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。

法科大学院の人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については、司法の人的基盤を整備する上での重要な一翼を担うという法科大学院の意義や役割に配慮するとともに、現下の厳しい財政事情等にも留意しつつ、適切な評価の結果を踏まえて、適正な公的支援が行われる必要がある。

司法の国際化への対応や諸外国の法整備支援を通じた国際貢献の一環とし

て、留学生の積極的受入れには十分な配慮が望まれる。

(4) 設立手続及び第三者評価（適格認定）

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。
- 入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。
- 第三者評価を実施する機関の構成については、法曹関係者や大学関係者等のほかに外部有識者の参加によって客観性・公平性・透明性を確保すべきである。

法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。ただし、その基準は、法曹養成の中核的機関としての使命にふさわしいものでなければならない。

また、法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。

法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのものであって、大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは、密接に関連しつつも、独立した意義と機能を有するものであり、評価（適格認定）基準の策定や運用等に当たっては、それぞれの意義と機能を踏まえつつ、相互に有機的な連携を確保すべきである。

第三者評価を実施する機関の構成については、法曹関係者や大学関係者等のほかに外部有識者の参加によって客観性・公平性・透明性を確保すべきである。

(5) 法学部教育の将来像

- 法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。
- 学部段階における履修期間については、いわゆる飛び級を適宜活用することも望まれる。

現在、全国で 93 大学に置かれている法学部では、1 学年約 4 万 5 千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

さらに、学部段階における履修期間については、優れた成績を収めた者には早期修了を認める仕組み（いわゆる飛び級）を適宜活用することも望まれる。

(6) 関係者の責務

法科大学院は、21 世紀の司法を担う質の高い法曹を養成するという重大な役割を担うものであって、その実りある実現のためには、教員、教育内容や方法その他の人的・物的な面で、相当の労力、時間及び資金を投入しなければならない。大学関係者と法曹関係者の責務は極めて重く、それを十分自覚しつつ法科大学院の設置及び運営に当たることが切に求められる。

3. 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。
- 経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験受験については3回程度の受験回数制限を課すべきである。
- 新司法試験は、平成17(2005)年度に予想される法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施すべきである。
- 新司法試験実施後も5年間程度は、併行して現行司法試験を引き続き実施すべきである。
- 現行司法試験の合格枠制(丙案)は、現行試験合格者数が1,500人に達すると見込まれる平成16(2004)年度から廃止すべきである。

(1) 基本的性格

「点」のみによる選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度に転換するとの観点から、その中核としての法科大学院制度の導入に伴って、司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。

(2) 試験の方式及び内容

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・

紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。

(3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、上記のような法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべきである。なお、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることとした場合の受験回数については、別途検討が必要である。

上記のように第三者評価による適格認定に基づいて司法試験管理委員会が法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認める場合には、適格と認定されていた法科大学院について、その認定が第三者評価を実施する機関によって取り消されることとなったときに、新司法試験の受験資格につ

いて、当該法科大学院の在學生に不測の不利益を与えないよう適切な配慮が必要である。

(4) 移行措置

新司法試験は、平成 17（2005）年度に予想される法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施することとすべきである。新制度への完全な切替えに至る移行措置として、現行司法試験の受験生に不当な不利益を与えないよう、新司法試験実施後も 5 年間程度は、これと併行して現行司法試験を引き続き実施すべきである。

なお、現行司法試験におけるいわゆる合格枠制（丙案）については、現行試験合格者数が 1,500 人に達することが見込まれる平成 16（2004）年度から廃止すべきである。

4 司法修習

- 新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。
- 給費制については、その在り方を検討すべきである。
- 司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

(2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

(3) 司法研修所

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

5. 継続教育

継続教育を、法曹養成の総合的・体系的な構想の一環として位置付け、整備すべきである。

21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力（倫理面も含む。）を備えた法曹を養成・確保する上では、法曹の継続教育についても、総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきである。

この点で、現に実務に携わる法曹も、法科大学院において、科目履修等の適宜の方法により、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶことは、最適な法的サービスを提供する上で必要な法知識を更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるために意義のあることだと考えられ、関係者の自発的、積極的な取組が求められる。

6. 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

- 法科大学院の設置認可や第三者評価（適格認定）の基準の策定、新司法試験及び新司法試験実施後の司法修習の具体的な設計等について、関係機関で連携して速やかにかつ着実に検討を進めるべきである。
- 設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準については、可能な限り早期にその内容を公表し、周知を図るべきである。

以上のような内容を骨格とする新たな法曹養成制度を円滑に実施に移すことのできるよう、法科大学院の設置認可や第三者評価（適格認定）の基準の策定、新司法試験及び新司法試験実施後の司法修習の具体的な設計等を含む所要の措置について、関係機関において適切な連携を図りつつ、速やかにかつ着実に検討を進めるべきである。その際、当審議会が文部省（現文部科学省）に対して、大学関係者及び法曹三者の参画の下に、当審議会が提示した基本的考え方に留意しつつ、専門的技術的見地から具体案を検討することを依頼したことに応えた報告書（平成12年9月「法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ―法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項―」）の内容をも参考とする必要がある。特に、設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準については、法科大学院を設置しようとする大学等が公平な条件の下に十分な準備ができるよう、可能な限り早期にその内容を公表し、周知を図るべきである。

司法制度改革推進計画

平成14年3月19日
閣議決定

1 民事司法の国際化

- (1) 国際的な民事事件の増大に対応するため、Ⅱの第1の1から3までのとおり、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を始めとする民事司法制度の一層の充実・迅速化について、必要な対応を行う。
- (2) Ⅱの第1の8のとおり、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）の整備について、必要な対応を行う。

2 刑事司法の国際化

国際的な犯罪の増加に対応するため、国際捜査・司法共助制度について、適正手続の保障の下、一層拡充・強化することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（警察庁、法務省、外務省及び国土交通省）

3 法整備支援の推進

開発途上国に対する法整備支援を引き続き推進する。（本部、法務省、外務省及び文部科学省）

4 弁護士国際化

- (1) 弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応できるようにするため、Ⅲの第2及び第3の3のとおり、弁護士の専門性及び執務態勢の強化について、必要な対応を行うほか、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（本部、法務省、外務省及び文部科学省）
- (2) 弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うこととし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部）

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状

況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)

2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- (1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (2) 本部の設置期間中においても、裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質・能力の向上を一層推進するとともに、その必要な増加を図ることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (3) (1)、(2)に掲げる措置のほか、司法を支える人的基盤の充実強化を図るため、司法制度改革審議会意見が提言しているところを踏まえた所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。(本部及び文部科学省)

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし(ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。)、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部)
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部及び法務省)

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。(本部)
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措置を講ずる。(法務省及び文部科学省)

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

第3 弁護士制度の改革

今後の社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要が、量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想される中で、国民が、そのニーズに即した高い質の法的サービスを受けるためには、弁護士が、社会の広範かつ多様なニーズに一層積極的かつ的確に対応することが必要となる。

このような認識の下に、弁護士制度について、弁護士の活動領域の拡大、弁護士へのアクセスの拡充、弁護士の執務態勢の強化、弁護士会運営の透明化及び弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備について、日弁連における検討状況を踏まえた検討及び必要な場合の所要の措置を行うとともに、弁護士の専門性の強化及び国際化、倫理教育の強化、隣接法律専門職種（司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など）の活用等並びに企業法務等の位置付けに関する措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

なお、弁護士制度改革については、このほか、日弁連に対しても、そのための積極的な取組を行うことを期待する。

1 弁護士の活動領域の拡大

弁護士の公務就任の制限及び営業等の許可制について、届出制に移行することによる自由化を図ることに関し、日弁連における検討状況も踏まえた上で検討し、必要な法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部）

2 弁護士へのアクセス拡充

(1) 法律相談活動等の充実

弁護士会の法律相談センター等の設置を進めることについて、日弁連における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（法務省）

(2) 弁護士報酬の透明化・合理化

弁護士報酬の透明化・合理化の見地からの、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）

平成21年4月17日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第1 入学者の質と多様性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2 修学者の質の保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3 教育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第4 質を重視した評価システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 付属資料
 審議経過・委員名簿
- 参考
 基礎資料

はじめに

1. 法科大学院特別委員会においては、法科大学院修了者の質が十分ではないとの指摘が一部でなされ、法科大学院の教育の在り方についても問われる中で、認証評価機関による評価の結果、各法科大学院に対する実態調査、関係機関の見解等の検討や法曹関係者からのヒアリングなどを行い、現状の正確な把握に努め、以下のような認識に至った。

(1) 新しい法科大学院制度を総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色はないばかりか、以下のような優れた点が見られるとの評価がなされている。

- ① 自発的・積極的な学修意欲が高いこと
- ② 学修のための方法論を身に付け、判例や文献等の法情報調査能力が高いこと
- ③ コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れていること
- ④ 法曹倫理の学修等を通じて法曹の果たすべき社会的使命についての確かな理解を得るに至っていること
- ⑤ 法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識を有していること

(2) しかしながら、法科大学院についての認証評価の結果や司法修習生考試の結果などを踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について、以下のような問題点が認められ、これらの速やかな改善が必要とされている。

- ① 基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない修了者が一部に見られること
- ② 論理的表現能力の不十分な修了者が一部に見られること
- ③ 各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であること

2. このため、本特別委員会においては、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るため、法科大学院における教育の質の保証の在り方について、法曹関係者を含めた幅広い関係者の参画を得て、ワーキング・グループを設置し、集中的に審議を進め、以下のような改善方策をとりまとめた。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保
2. 適性試験の改善
3. 法学既修者認定の厳格化
4. 多様な人材の確保

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法
2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底
3. 司法試験との関係

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保
2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進
3. 教員養成体制の構築
4. 教員の教育能力の向上

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価
2. 積極的な情報公開の促進
3. フォローアップ体制の構築

3. 今後、引き続き、法科大学院における共通的な到達目標の策定に向けて、審議を継続していくとともに、本報告に基づく各法科大学院における改善計画及びその履行状況について、適切なフォローアップを行っていくこととしている。

4. 本特別委員会としても、法科大学院関係者においては、この改善の方向を真摯に受け止め、法科大学院における教育の質の一層の向上に、ただちに取り組むことを強く要望したい。

5. 文部科学省においては、法務省をはじめ関係機関と連携を図りながら、この改善方策を踏まえて、各法科大学院の現状と今後の改善計画について把握し、必要な改善を推進していくことが望まれる。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保

○ 現時点で、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回っているなど、競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

〈入学者選抜の状況〉

法科大学院の入学者選抜における志願者数は、法科大学院を創設した平成16年度の72,800人を除き、平成17年度～19年度においては4万人台で推移したが、毎年、減少傾向にあり、平成20年度は4万人台を割っている。平成19年度と比較して平成20年度は5,652人減となっている。

平均志願倍率は、平成16年度の13倍を除き、平成17年度～20年度においては7倍前後で推移しており、3倍を割っている法科大学院が13校に達している。

現在、74校の法科大学院（国立23校・公立2校・私立49校）が設置され、平成20年度の入学定員の総計は5,795人であるが、定員過欠員の状況は、平成16年度（177名超過）を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成20年度では388名（46法科大学院）の欠員が生じている。このうち、平成19年度及び20年度の2ヶ年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は28校あり、そのうち入学定員の8割を満たしていない法科大学院が10校ある。

〈競争性の確保〉

企業の雇用動向、司法試験の合格率や法曹有資格者の就職状況等の状況の変化にもよるが、法科大学院の入学志願者数は、今後、ほぼ一定の水準で推移していくものと見込まれる。

各法科大学院は、それぞれ魅力あるものとなるよう切磋琢磨し、自らの活動に関する情報を社会に対して積極的に発信するとともに、入学者選抜の工夫等を通じて、志願者の確保に努めていく必要がある。

特に、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

2. 適性試験の改善

- 適性試験は、法科大学院入学時に、高度専門職業人として備えるべき不可欠の資質・能力を測るものでもあるため、法科大学院の入学者選抜においては、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。
- 適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。
- 統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。
- 認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。
- 適性試験は、すべての法科大学院において有効に活用されるよう、適切な内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。
- 適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。

〈適性試験の在り方〉

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められないため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

〈適性試験の統一的な入学最低基準点〉

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。

〈適性試験の内容等の改善〉

適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、すべての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

その際、受験技術のトレーニングを積んだ者が対応しやすい試験となっているのではないかとの指摘もある中で、基本的な能力を問う多肢選択方式を基本とし、受験技術等による安易な対策が図りにくい試験となるよう配慮されるべきである。

なお、適性試験は、現在、大学入試センター及び日弁連法務研究財団の2機関でそれぞれ実施されているが、適性試験の一層の公正かつ安定的な実施を図るため、それを用いて入学者選抜を行う法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、その統一化が図られる必要がある。そのためには、法科大学院関係者と適性試験実施機関（大学入試センター及び日弁連法務研究財団）との間で、早急に、その統一化の検討が進められることが望まれる。

また、表現力の評価について、日弁連法務研究財団においては、論文試験として実施しているが、その評価は各法科大学院に委ねており、大学入試センターの適性試験においては、文章の並べ替え等の多肢選択式試験をもって表現力の評価を実施している。表現力を適切に評価するための統一的な実施・採点体制の構築は、多大な人的負担を伴うため、大学入試センターの適性試験にある多肢選択式試験及び日弁連法務研究財団で実施されている各法科大学院に評価を委ねる論文試験の組み合わせの在り方について、統一後の適性試験実施機関において検討することが必要である。

3. 法学既修者認定の厳格化

- 法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

【法学既修者認定試験の統一的な運用方法】

- ① 法学既修者認定試験で課す試験科目は、履修したものとみなすすべての科目を対象とすることとし、その合格者については原則として対象となる1年次配当の必修科目すべての単位を一括して免除すべきである。
- ② 各法科大学院において、法学既修者認定試験の各試験科目について、最低基準点を設定すべきである。
- ③ 法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、法的な文書作成能力を評価するため、論文試験を課すべきである。

〈法学既修者認定試験の意義〉

法科大学院の法学既修者認定は、法科大学院の基礎的な法律基本科目の履修を省略できる程度の学識を備えているかどうかを判定するため、法科大学院ごとに個別に実施されているが、現状においては法学既修者の水準もある程度確保されており、統一的な試験を直ちに実施することは必要と思われない。

しかしながら、各法科大学院において法学既修者の入学者選抜の水準に関する基準が必ずしも明確となっていないことから、既修者枠を埋めるために法学既修者認定試験の低得点者も合格させることで入学者の数を確保している場合も一部見られる。法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

〈法学既修者認定試験の統一的な運用〉

現状としては、法学既修者認定試験において6科目の試験を課するのが一般的な傾向であるが、特に、多くの私立の法科大学院においては夏期休暇中に入学者選抜を実施するため、6科目の試験を課すことは現役の法学部生（4年次生）の負担が大きいため、4科目で実施する法科大学院もある。

法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目すべてを対象とすべきであり、民事系・刑事系・公法系等の複合型の試験により行われる場合であっても、すべての当該科目が試験の出題範囲に含まれていることは必要である。（なお、法学既修者認定試験において、総合的な法律的な能力の判定を行うことを目的として、履修免除とならない科目についても試験科目に含めることを、必ずしも排除するものではない。）また、法学既修者認定は、修業年限の1年短縮を伴っているため、履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである。ただし、

全体としては優秀な成績を修めているが一部の科目においてのみ合格点に達することができなかった者について、教育上有益と認められる場合には、当該不合格科目の履修を義務づけるという条件の下で法学既修者認定を行うことも考えられるが、これはあくまで例外的にのみ認められるべきであり、履修免除を行わない科目は、2年次以降に履修する必要があることに鑑み、6単位を上限とすべきである。

このため、1年次配当科目のうち履修免除の対象とならない科目や法学既修者認定試験で合格点に達せず履修免除されなかった科目については、2年次以降に履修することになるが、2年次の履修登録上限が設定されている趣旨を踏まえ、上記6単位の上乗せの範囲内で履修を認めることが適当である。

各法科大学院の法学既修者認定試験は、択一試験のみで実施される場合、択一試験と論文試験の組み合わせで実施される場合等があるが、法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる。

また、法学既修者認定試験の合格判定について、例えば、ある科目で1割程度しか得点できていなくても、各科目の総合得点で一定水準に達しているため合格としているなど、法科大学院によっては、もっぱら総合点の成績のみを勘案して、個別の科目の点数が著しく低い場合も法学既修者として認定している場合も見られるが、履修免除措置の厳格な運用の観点から、各法科大学院においては、それぞれの試験科目について、最低基準点を設定することにより、一定水準の学修を終えたとは認められない科目について履修を免除することがないようにすべきである。

一方、法情報調査の基礎などの基礎的な能力の醸成に係る教育については、法学既修者認定試験による履修免除判定に適さず、また、法学既修者のみにこれら科目の履修を義務づけることも容易ではないから、適切な時期に導入教育を実施するなどの方法により、その教育が実質的に担保されるようにすべきである。

4. 多様な人材の確保

- 今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備するとともに、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。
- 社会人等の多様な人材を確保するため奨学金の充実が求められ、社会人入学者等につき、大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

〈社会人学生の入学の促進〉

社会人入学者の割合は、平成16年度は全入学者の48.4%と高い割合であったが、平成17年度～20年度にかけては30%前後で漸減傾向である。他学部出身者の割合は、平成16年度は全入学者の34.5%を占めていたが、平成17年度に30%台を割り、その後は20%台後半で推移している。

社会人ないし他学部出身者を対象とする特別選抜での入学者の全入学者に占める割合は、平成16年度～20年度にかけて、3%～4%にとどまっている。法科大学院制度創設前に存在していた社会人の入学希望者は、かなりの部分が法科大学院1期生等として、すでに入学したと考えられ、今後も、社会人の潜在的なニーズは少なからずあるものの、入学志願者数は、ほぼ一定した水準で推移していくと考えられる。他学部出身者についても、現在、25%程度で安定しており、社会人入学者と同様の状況と考えられる。

適性試験の実施回数・時期の検討とともに、多くの法科大学院において8月下旬から12月にかけて実施されている入試時期の弾力的な運用等、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮が必要である。

また、優れた資質を有する社会人が法科大学院にアクセスしやすい環境を整えるため、働き続けながら法科大学院に通学することを希望する社会人に配慮して、既存の入学定員の枠内での夜間コースの設定や、標準修業年限よりも時間をかけて履修していく長期履修コースの運用等により、働きながら学修できる環境を整備する必要がある。その際、複数の法科大学院が共同して夜間コースを設置することも考えられる。現在、夜間コースは関東地域に多く設置されているが、今後、既存の法科大学院の改編等により、関西地域や他の地域にも整備されていくことが望まれる。

一方で、働きながら法科大学院で学ぶことを希望する者については、高度な法律的知識・思考力を身に付けることにより、一層質の高い業務が行えるようになるという利点があることから、雇用者側の理解と積極的な協力が望まれる。なお、多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成する観点から、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者の中でも、とりわけ、法学を全く学んだこ

とのない者が3年の教育課程を経れば法科大学院修了にふさわしい質と能力を備えることができるよう、カリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。

〈奨学金の適切な運用〉

日本学生支援機構の奨学金(または公的奨学金)の家計基準においては、自宅通学生の場合、親の所得は対象とならず本人のみの所得が対象となるため、高額所得者の子弟であっても奨学金の貸与が受けられるが、共働きで勤務していたが退職して法科大学院に入学した社会人学生は、本人及び配偶者の所得の合算額が対象となるため、それほど所得が多なくても奨学金の貸与を受けられないといった事態が生じている。今後、社会人等多様な人材を確保するためには奨学金の充実が求められることから、社会人入学者等につき、法科大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

司法試験の合格率の向上を図るため、優れた法学既修者を獲得することを目的として、入学試験成績の優秀な法学既修者に対して過大な奨学金の付与や授業料全額免除等を行っている法科大学院も見られるとの指摘がある。経済的に厳しい状況にある学生の経済的負担の軽減を目的とした奨学金や授業料免除の制度の拡充は望ましいが、もっぱら司法試験の合格率の向上に資することが期待される入学者を確保することを意図して、法科大学院間で奨学金や授業料免除の拡大などの競争が過熱化しつつある中で、奨学金の特典を受ける学生と受けない学生との間に過度の不均衡を生じさせることがないよう配慮することが求められる。

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

- 将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。
- 今回、共通的な到達目標を策定すべき科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とし、そこに掲げられるべき質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。
- 共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。
- 共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。
- 各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むとともに、各認証評価機関においては、法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成に向けた各法科大学院の取組を適切に評価することが期待される。

<共通的な到達目標の策定の目的>

法科大学院修了者に対しては司法試験の受験資格が付与されることとなっているが、法科大学院における学修は、司法試験科目にとどまらず、司法試験では測ることができないが、法曹になるために必要な内容を幅広く含んでいる。しかし、これまで、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていないと思われる者が一部に見られる、との指摘がなされている。また、法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容については、明確な共通の理解が必ずしもなく、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容が不統一であるとの指摘もなされている。

このため、将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって、各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。この策定に向けて、本委員会は、引き続き検討していくこととする。

この共通的な到達目標は、デファクト・スタンダードとしての性格を有するものであるが、その内容は、授業において直接取り扱うかどうかにかかわらず、法科大学院生が修了時までには必ず修得しておくべき能力等を示すものである。また、共通的な到達目標は、ミニマム・スタンダードとして、法科大学院修了者として最低限度備えておくべき能力等を示すものであり、法科大学院での学修が、単に共通的な到達目標を達成すれば十分であるという趣旨のものではない。

共通的な到達目標の策定・運用に当たっては、法科大学院教育の多様性と裁量を確保し、その水準及び対象とする法分野に関して、各法科大学院がその創意工夫によって共通的な到達目標を超える教育を実施することを尊重する必要がある。授業内容・授業方法への過剰な干渉や知識偏重型・暗記型学修を助長する内容とならないように、特に留意すべきである。

＜共通的な到達目標の内容＞

共通的な到達目標策定の対象となる法分野は、当面、法科大学院の教育において共通に修得することが期待される能力等の主要な部分を明確にするという趣旨から、法律基本科目及び法律実務基礎科目とすることが適切である。

共通的な到達目標に掲げられる質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。

共通的な到達目標の対象とその到達目標の内容としては、当該法分野の理解にとって不可欠な法制度の枠組、基本となる法理、重要な条文等について、法制度、法理や条文の趣旨を理解しているか、条文の要件・効果を理解しているか、条文等の解釈・適用に関する重要な問題点を理解しているか、条文等の解釈・適用に関わる主要な判例・学説の考え方や対立点を理解しているか、複数の制度や複数の法分野の基本的な連関を理解しているか、などといったものが考えられる。その内容は、法科大学院生や法科大学院関係者において共通の理解が得られるよう、可能な範囲で、具体的な項目を定めて明確化される必要がある。

共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、共通的な到達目標の水準の学修のみで満足するのではなく、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。

共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。

＜共通的な到達目標達成の評価方法＞

各法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成度の評価については、各法科大学院における厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定において適切に行われるべきものである。また、それらの取組については、認証評価機関による評価において、適切に評価されることが期待される。なお、個別の修了者についてどのように評価を行うことができるか等について、将来的な検討が必要である。

2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

(1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保

- 今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。
- とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取り扱いを行う必要がある。
- 法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、法的思考力の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要である。
- 法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、2年次以降の学修の前提となるものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。
- また、法学既修者の教育においても、法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、法律基本科目の一層の充実が必要である。
- 認証評価機関における評価に当たっても、上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について、今後の検討が必要である。

<法学未修者教育の現状>

法科大学院教育においては、司法試験及び司法修習との有機的連携を図る法曹養成の中核的教育機関として、実務との架橋を意識した法理論教育を行うことにより必要な学識及び実務の基礎的素養等を身に付けさせるため、法律基本科目を中心として論理的・体系的な法的思考力や理解力を涵養することが求められている。

法科大学院のカリキュラムにおいては、法律基本科目の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目といった各科目群が存在し、適切な科目区分整理が

行われることを前提として、各科目群について偏りのない学修が求められており、法律基本科目の必要修得単位数は、おおむね、修了要件単位数の3分の2以内となっている。また、法科大学院の修了要件単位数は93単位以上となっているが、各学年について36単位の上限を標準とする履修登録単位数の制限があり、最終学年次については44単位を最大上限とする解釈・運用が認証評価機関における評価基準ないし解釈指針で認められている結果、現在において、標準修業年限3年間で履修が可能となる単位数は最大で116単位となっている。

法律基本科目の授業を正課外で実施することにより、実質的に履修登録単位数の上限を超過することや、実質的に法律基本科目の内容を有する授業科目を展開・先端科目等の他の授業科目群科目として開講することは、法律基本科目に偏り、それ以外の授業科目の履修が十分確保されない結果を生ずる恐れがきわめて高くなり、認証評価においても評価基準に不適合であると判断される例も見られる。

平成20年度の新司法試験においては、法学未修者の新司法試験合格率(22.5%)は、法学既修者の合格率(44.3%)の半分程度になっており、法学未修者教育のための修了要件単位数や法律基本科目の授業時間数が十分でないとの指摘もみられる。

<法学未修者教育の充実>

今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。

とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などにも配慮し、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させる(現在の修了要件単位数に、法学未修者1年次の法律基本科目増加分の単位数を上乗せする)ことができるような弾力的な取扱いを行う必要がある。このような弾力的運用は、あくまで未修者教育の改善を図るためのものであることから、法律基本科目の単位数等を増加させる場合においても、各法科大学院は、在学する学生の学修状況を十分に踏まえ、法学未修者教育の充実に資する教育内容を増やすべきであり、導入的な内容などにも配慮し、法律基本科目の基礎的な力を着実に身に付けさせるために、このような弾力的運用を活用することが期待される。また、増加した単位数の枠内などで、将来的に

法曹として求められる法的なりテラシーを醸成する観点から、単に技巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育が十分に行われるよう努めることが期待される。

また、正課の授業以外においても、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生や修了者によるメンターないしチューター制度の活用やT A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなど、とりわけ法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実も図られるべきである。

このほか、法学未修者1年次の学修の充実を図る観点から、法律基本科目の単位数を変更することなく、45時間の学修量を1単位とする枠内で、授業時間数と事前事後の学修時間の配分を見直し、通例15時間で行われている授業時間数を大学設置基準に定める範囲内でより弾力的に運用すること^{*}や、演習、実習等についても同様の考え方で授業時間数を設定することも考慮の余地があるが、その実施に当たっては、慎重な検討が必要である。

※大学設置基準においては、1単位の講義の授業時間について、15時間から30時間までの範囲で大学が定めることとされている。

＜法学未修者の教育方法の改善＞

現在、法科大学院教育においては、法学の基礎知識の定着に加え、法的思考力を醸成すべく、双方向・多方向型の授業を行うものとされているが、一方において、法学未修者1年次においては、基礎的知識が十分でない状態で双方向・多方向型の授業を行うと、授業の進捗が遅れ、教員負担も大きくなることから、法学の基礎的知識を定着させるためには講義方式の授業の方が優れているとの指摘がある。他方において、体系的な法的思考力を身に付けさせるための適切な工夫をすれば双方向・多方向型の授業は法学未修者1年次にとっても十分効果的である、との指摘もある。

法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、体系的な法的思考方法の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、講義形式の授業方法をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の一層の工夫が必要である。また、双方向・多方向型の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要である。

法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、法的知識や思考力の基礎を修得させるものとして極めて重要であり、2年次以降の学修の前提となるものであるから、法学未修者は1年次終了の時点で、少なくとも、その後、法学既修者と同一の授業を2年間受けることにより、法科大学院修了の水準に達しうる程度にま

で到達していることが求められるため、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。

＜法学既修者教育の充実＞

法学未修者に限らず、法学既修者の一部についても、法律基本科目の基礎的な学修が十分でないとの指摘が司法修習の担当者などよりなされていることから、法学既修者認定の厳格化を図るとともに、法律基本科目の基礎的な学修を確保する必要があり、法律基本科目以外の科目の履修単位数の維持・拡充に配慮しつつ、修了要件単位数を超える部分におけるカリキュラム編成や履修指導などの工夫により、法学既修者が履修する法律基本科目についても、質的充実はもとより量的充実を図ることが考えられる。

＜認証評価の考え方＞

認証評価機関における評価に当たっても、法学未修者教育の改善に係る上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後の検討が必要である。

（２）法律実務基礎科目の在り方

- 法律実務基礎科目については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定が必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。
- また、法律実務基礎教育においては、法律基本科目の学修と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

＜法律実務基礎科目の現状＞

法律実務基礎科目には、多様な目的を有した科目が各法科大学院において開講され、すべての法科大学院において6単位以上の教育が行われ、修了に必要な法律実務基礎科目単位数が10単位未満となっている法科大学院が23校となっており、多くの法科大学院において、法律基本科目の学修を経た2～3年次での履修となっている。

新たな法曹養成制度においては、法科大学院教育と、その成果を確認する司法試験及び司法修習過程との連携や相互の情報交換が重要であるが、民法、刑法等の基本法分野について、表面的な知識はあるものの、その理解が必ずしも十分でない法科大学

院修了者がいるとの指摘がある。また、法律実務基礎科目の内容及び学修の到達水準について、法科大学院関係者や司法修習に関わる実務家の間で明確な共通認識が得られていなかったこともあって、司法修習に必要な水準に到達していない者が法科大学院修了者に含まれていると指摘する司法修習関係者がいる。

また、法律実務基礎科目の多様な教育目的と教育効果について、関係者の中でも統一的な認識が形成されておらず、法律実務基礎科目に属する各授業科目における教育が、教員相互間の連携が不十分なままに、それぞれ別個独立に行われているだけでなく、法律実務基礎科目の学修は法律基本科目の学修を踏まえたものである必要があるにもかかわらず、各科目の教員相互間の連携や各科目の内容の整合性が十分でない例があるとの指摘もある。

＜法律実務基礎科目の充実＞

法律実務基礎科目は、法律基本科目における基本法分野の基礎的な学修（それ自体が実務との架橋を意識したものであることが前提である。）がなされていることを前提として、法律実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）を行うこととされており、その内容・方法の充実が求められる。このため、法律実務基礎科目（特に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎に関する科目）については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定を検討することが必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。また、法律実務基礎科目の配当年次については、これらの科目が法律基本科目と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、法律基本科目の基礎的な学修を終えた後の2～3年次とすることが望ましいとする考え方が有力である。さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

法律実務基礎教育の充実を図ることは、法科大学院教育が従来の司法修習における前期修習相当部分の実務教育を肩代わりすることを意味するものではないが、これにより司法修習との円滑な接続を図ることが期待され、他方、司法修習においてもあるべき法科大学院教育との連続性を意識した修習内容となることが望まれる。

なお、臨床系科目については、現在、多くの法科大学院が選択または選択必修科目として開講しているが、科目の性質もあって、それらの法科大学院においても必ずしも多数の法科大学院生が履修できる教育体制が確保されているわけではない。法律実務基礎科目については、これまで、臨床系科目の導入を含めて、平成23年を目途に、修了に必要な単位数を10単位程度とする議論がなされているところであり、各法科大

学院においては、法律実務基礎科目の充実が期待される。また、エクスターンシップや模擬裁判などの実施に当たっては、これを短期間で集中的に実施することが有効であることから、夏季・冬季の休業期間の活用など、2セメスター制や授業時間帯の枠にとらわれない工夫も期待される。

(3) 厳格な成績評価・修了認定の徹底

- 厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、また、これを前提として、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することも望まれる。
- また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

<進級率・修了率等の現状>

法科大学院修了者には、司法試験の受験資格が付与されることとなっており、法科大学院の教育において厳格な成績評価による単位認定・進級判定・修了認定が行われることが求められている。現在、1年次から2年次への進級率が9割以上の法科大学院は22校、進級制を採っていない法科大学院は16校、修了率が9割以上の法科大学院は9校、進級時や修了時の判定の際に単位修得以外にGPA制度の数値を考慮している法科大学院は22校、平成21年度以降にGPA制度を導入予定の法科大学院は12校となっている。

<成績評価・進級判定・修了認定の厳格化>

厳格な成績評価を徹底するため、各授業科目の単位認定に当たっては、個々の法科大学院ないしはクラスにおける相対評価でなく、全国的な水準を踏まえた絶対的な到達度を基準とする必要がある。また、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、これを前提として、GPA制度が進級判定や修了判定に積極的に活用されることも望まれる。GPA制度の運用に当たっては、形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないように運用されるべきである。

また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

なお、厳格な成績評価の実施に当たっては、成績評価の水準に関して教員間での共通認識の形成が不可欠であり、これを実現するためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）の実施などを通じた努力が必要である。

3. 司法試験との関係

- 司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続的に見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに、厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を早急に講じ、現状の改善を図る必要がある。
- なお、これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

大多数の法科大学院において、平成17年度に修了した法学既修者の50パーセント以上が、平成18年から平成20年までの3回の新司法試験において合格しているが、50パーセントに満たなかった法科大学院は8校であった。また、法科大学院修了者が、直近の司法試験で合格している割合が、全国平均の半分にも満たない法科大学院は、平成18年は11校、平成19年は30校、平成20年は34校であった。平成18年から平成20年までのいずれの司法試験においても、上記割合が全国平均の半分にも満たなかった法科大学院は、8校であった。

※ 合格率の算出に当たっては、法科大学院によって、修了者数と実際の司法試験受験者数との乖離がある例も少なくないことに十分留意する必要がある。

法科大学院は、新たな法曹養成制度の中核的な教育機関として、司法試験及び司法修習と有機的連携を図りつつ、法曹に必要な学識及び能力を備えた者を養成することを目的として設置されているものである。司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続（その見通しも含む）して見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を講じ、現状の改善を図る必要がある。

なお、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保

- 各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。
- 平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととする。各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。
- 認証評価機関による評価においては、当該分野の状況などを踏まえながら、教員の資質・能力・実績について、適切に評価が行われることが期待される。

多くの法科大学院において、法律基本科目（特に民事訴訟法、刑事訴訟法、民法、行政法など）や展開・先端科目（特に司法試験の選択科目である知的財産法、環境法、経済法など）の専任教員の確保が困難となりつつある。すでに、認証評価機関による評価では、複数の法科大学院において、法律基本科目の専任教員の一部が適切に配置されていないことや、教員の年齢構成の偏りについて指摘されている。各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。

また、現状では、多くの法科大学院において学部等との専任教員数のダブルカウントが行われているが、そのほとんどが、教育体制の充実を図る観点から、将来的な解消のために計画的に教員の配置を行ってきている。このため、平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととするとともに、各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。

なお、これらの教員の組織体制や個別の教員の資質・能力・実績については、認証評価機関による評価において適切に評価が行われることが期待される。

2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

- 法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学者からの入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。
 - ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難
 - ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難
 - ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続
- また、上記のような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組むことが望まれる。
- 特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある。

<入学定員の見直し>

法科大学院の設置については、司法制度改革審議会意見書を踏まえ、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとなっており、現在 74 校の法科大学院が設置されるに至っている。しかしながら、現状においては、競争倍率（受験者数／合格者数）が 2 倍を割っている法科大学院が約 3 分の 1 に達しており、一部の法科大学院においては、適性試験の成績が平均の半分にも達しない学生を入学させているケースが見られるほか、法科大学院の約 8 割近くが、法律基本科目の専任教員の完全な確保は困難であると考えている状況がある。

このような状況の中、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、例えば、

- ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、
- ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難、
- ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見通しも含む）、

といった状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。

また、そのような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組む、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考える。

なお、これらの定員の見直しが教育体制の強化を目的としていることに鑑みれば、その見直しに当たっては、教員数の削減などにより教育体制が脆弱になることのないよう配慮されるべきである。

法科大学院の入学定員の見直しに当たっては、地域における法曹養成機関としての機能・実績を分析・評価し、適切な規模に留意しながら、全国的な適正配置にも配慮する必要がある。

これらの取組によって、法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される。

＜法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進＞

現在、入学定員 50 人以下の比較的小規模な法科大学院は 36 校で、全体の約半数近くとなっている。これらの小規模の法科大学院、特に地方の法科大学院の中には、入学志願者の確保や単独で質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合も見られる。すでに、平成 22 年度より、国公私立の大学間における教育課程の共同実施が可能となるよう制度改正がなされているところであり、このような法科大学院については、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図るなど、教育体制の抜本的な見直しを積極的に検討する必要がある。なお、このような各法科大学院における組織体制の見直しが促進されるよう、必要な措置が講じられる必要がある。

3. 教員養成体制の構築

- 学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後も、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることにより、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。
- 法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うことが望まれる。
- 法科大学院修了者が博士後期課程に進学することは、大きな経済的負担を伴うため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図るべきである。

法科大学院修了者のほとんどは法曹の道に進むことを希望するため、特に博士後期課程への進学を希望する者が減少してきており、将来的な法科大学院教員の養成に懸念が生じている。今後、平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることが難しくなれば、教員養成体制の確保に支障が生じることになる。このため、平成25年度以降も、法科大学院の教員が博士後期課程において、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。あわせて、一つの法科大学院で教員養成体制が構築できない場合は、他の研究科（博士課程・修士課程）との連携を図りながら、複数の法科大学院が、その一つを基幹校とした連携型の教員養成システムを構築することも考えられる。

一方、法科大学院のカリキュラムにおいては、研究論文の作成や外国法といった研究者養成に必要な基礎的な教育が十分なされる体制になっていないとの指摘がある。法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うよう配慮することも考えられ、その際、他の研究科・他専攻の履修単位数の法科大学院修了要件単位数への算入の仕方についても整理が必要である。

また、博士課程に進学するなどして教員を目指そうとする法科大学院修了者等については、経済的な負担が大きいのに、奨学金など経済的な支援が十分でないとの指摘があり、法科大学院修了者が博士後期課程に進学することに伴う経済的負担を軽減するため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図られる必要がある。

4. 教員の教育能力の向上

- 教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。
- 教員の教育能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

ほぼすべての法科大学院においてFDのための組織が設置され、FD活動の一環として、主に学生による授業評価や教員相互の授業参観などが実施され、活発に行われている。しかしながら、これらの取組の成果についての検証や教育内容・方法の改善への結びつけが十分に行われているとはいえない。特に、学生による授業評価や教員間の授業参観については、すべての法科大学院で実施され、その結果は授業を担当する教員にフィードバックされているものの、授業評価の結果が授業内容・方法の改善のために十分活用されているとは言えない状況も多く認められる。このため、教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFDを充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。

このような各法科大学院におけるFDの活性化のためには、全国の法科大学院の教務担当者などの横の連携を構築することや、各法科大学院に優れた教育内容・方法をフィードバックしていくことを目的とした、全国的なFDの取組も期待される。これらのFDの取組に当たっては、教員の教育業績・能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況（共通的な到達目標の達成状況を含む）、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路（司法試験の合格状況を含む）などを重点評価項目とする必要がある。
- 「不適格」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、評価基準・方法について見直しを行う必要がある。
- 「不適格」の認定の基準・方法については、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

<認証評価基準について>

認証評価機関による法科大学院に対する評価は、平成18年度から開始され、平成20年度までにすでに68校の評価が終了し、ほぼ一巡目が終わりつつある。平成20年度には、44校が認証評価を受けたところである。現行の認証評価については、3つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にバラツキがある、評価項目によって、形式的な評価にとどまっているものや、過度に微細にこだわった評価となっている、評価項目が広範にわたり、といった指摘がある。このため、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。その際、評価基準は、数値のみで杓子定期的に評定するものとならないよう十分に精選されるべきであり、特に法科大学院教育の質の保証の観点から、以下の事項が重点評価項目として定められるべきである。

- ・入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

<不適格認定について>

認証評価機関による評価が実施された68校のうち適格と認定されなかった法科大学院は22校となっている。これまでに適格と認定されなかった理由は、入学者選抜から教員の組織体制まで広範かつ多岐にわたっており、そのレベルも、法令違反に抵触するおそれがあるものから、評価機関が独自に求める評価基準に達していないものまで

かなりの幅が見られる。また、いわゆる「不適合」の認定を出す際も、評価基準が一つでも「不適合」が出た場合には全体として「不適合」の認定を行う機関、複数の評価基準で「不適合」、又は法令違反などの重大な評価基準において「不適合」が出た場合に全体として「不適合」の認定を出す機関と、その判定方法に相違が見られる。また、「不適合」認定は、法科大学院としての適格性を有さないとのイメージが社会的に先行し、認証評価機関が法科大学院に改善を促すといった実体とのギャップが生じている。

このため、「不適合」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解を与えないような運用を図る必要があり、上記の重点評価項目を踏まえながら、法科大学院の教育の質に重大な欠陥が認められるときに限って「不適合」と認定するなど、一層厳格な認証評価が行われることを担保し、これまで以上に客観性・透明性・予測可能性を確保した評価基準・方法となるよう、見直しが行われるべきである。

その際、「不適合」認定の基準・方法については、各認証評価機関それぞれの特色・独自性を損なわないよう配慮しながら、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

なお、法科大学院に対する認証評価以外にも、例えば、機関別認証評価や国立大学法人評価など他の評価も実施されており、各法科大学院にとっては負担が重くなっている。このため、評価機関相互の間で効率的な連携が図られることが望ましく、評価方法の効率化や提出資料の簡素化などを進めることが期待される。

<参考：認証評価機関ごとの適格認定の方法>

【日弁連法務研究財団】

- 47の評価基準を3種に分類して適格認定を行う。
 - ・ 法令由来基準（設置基準等の法令に由来する基準）が一つでも不適合又はD評価であれば不適合とする。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が必須の基準は、一つでも不適合又はD評価であれば、当該大学院は原則として不適合とするが、他の基準の結果も考慮して総合的に判断する。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準は、不適合又はD評価であっても、それだけで不適合とはしない。

【大学評価・学位授与機構】

- 機構が定める評価基準は54の基準で構成され、それらはその内容により、次の2つに分類される。
 - ① 各法科大学院において、基準に定められた内容が満たされていることが求

められるもの。

- ② 各法科大学院において、少なくとも、基準に定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
- 評価の結果、すべての基準が満たされた場合には、評価基準に適合していると認められ、適格認定が与えられる。

【大学基準協会】

- 評価の視点は【レベルⅠ】（法科大学院に必要とされる最も基本的な事項）と【レベルⅡ】（法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項）の2段階に分かれる。
- 【レベルⅠ】のうち、法令等の遵守に関する事項（◎を付した評価の視点）については法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。法令に準じて法科大学院に求める基本的事項（○を付した評価の視点）に問題がある場合は、「勧告」を付す。また、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は、認定しない。

2. 積極的な情報公開の促進

○ 今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

法科大学院修了者は、司法試験の受験資格が付与されることから、法科大学院の教育の活動状況について社会的な関心が高い。また、法科大学院入学希望者にとっても、どの法科大学院に入学すべきか選択する際に、各法科大学院の教育の活動状況に関する情報は必要不可欠である。現在、各法科大学院においては、入学者選抜の状況、教育内容・方法や修了者の進路などについて、社会に対して一定の情報提供がなされているが、なお十分ではないとの指摘もなされている。このため、今後、各法科大学院においては、例えば、以下のような情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

- ・入学者選抜に関するもの（志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など）
- ・教育内容等に関するもの（カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など）
- ・教員に関するもの（担当教員の教育研究業績など）
- ・司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの（修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など）
- ・学生への生活支援に関するもの（奨学金制度など）

このような各法科大学院における情報（特に修了者の進路など）については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される。

3. フォローアップ体制の構築

- 各法科大学院において、教育活動が法令に従って適切に行われているか、又改善のための真摯な取組が推進されているかについて、フォローアップを行うための組織を本委員会に設置し、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築する。
- 各法科大学院における改善の進捗状況を踏まえながら、法令違反の場合は、学校教育法に基づく措置等の適切な対応を取られることが求められる。

○法科大学院適性試験の志願者数・受験者数の推移

(人)

	大学入試センター		日弁連法務研究財団		合計	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355	59,393	53,876
平成16年度	24,036	21,344	13,993	12,249	38,029	33,593
平成17年度	19,859	17,798	10,724	9,617	30,583	27,415
平成18年度	18,450	16,630	12,429	11,213	30,879	27,843
平成19年度	15,937	14,273	11,945	10,798	27,882	25,071
平成20年度	13,138	11,842	9,930	8,940	23,068	20,782
平成21年度	10,282	9,360	8,546	7,737	18,828	17,097
平成22年度	8,650	7,898	7,819	6/13実施 (集計中)	16,469	未集計 (集計中)

志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成22年度）

1. 志願者数及び志願倍率について

(単位：人)

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
	H22	6,913 (28.8%)	1,206 (5.0%)	15,895 (66.2%)	24,014
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2
	H22	5.1	9.6	4.7	4.9

(注) 志願者数は、重複出願分を除く。(既修者コースと未修者コースに出願した場合は1人として集計)

2. 入学者数について

① 法学既修・未修の別

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844
H22	703 (54.2%)	594 (45.8%)	1,297	73 (62.4%)	44 (37.6%)	117	1,147 (42.4%)	1,561 (57.6%)	2,708	1,923 (46.7%)	2,199 (53.3%)	4,122

② 社会人の入学状況

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)
H22	70 (10.0%)	198 (33.3%)	268 (20.7%)	24 (32.9%)	11 (25.0%)	35 (29.9%)	254 (22.1%)	436 (27.9%)	690 (25.5%)	348 (18.1%)	645 (29.3%)	993 (24.1%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系（法学以外）	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
	H22	1,041 (80.3%)	155 (12.0%)	60 (4.6%)	41 (3.1%)	1,297
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
	H22	90 (76.9%)	13 (11.1%)	3 (2.6%)	11 (9.4%)	117
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
	H22	2,123 (78.4%)	404 (14.9%)	68 (2.5%)	113 (4.2%)	2,708
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844
	H22	3,254 (78.9%)	572 (13.9%)	131 (3.2%)	165 (4.0%)	4,122

(注) 「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は
家政・教育・芸術系学部その他。

法科大学院 入学者選抜実施状況

【資料6】

平成22年5月10日現在

No.	大学名	入学者選抜実施状況															(参考) 新司法試験合格者率				(参考) H18年度修了者 における新司法 試験合格者率		
		フォローアップ 対象校		入学定員		A-B	募集人員		志願者数		受験者数		合格者数		入学者数		競争倍率		H18	H19		H20	H21
		重点	継続	H22 (A)	H21 (B)		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21					
1	北海道大学			80	100	▲20	80	100	384	464	341	413	101	132	76	93	3.38	3.13	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	55.8%
2	東北大学			80	100	▲20	80	100	274	449	215	347	94	132	79	102	2.29	2.63	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	72.2%
3	筑波大学			36	40	▲4	36	40	216	278	204	268	45	48	36	40	4.53	5.58	/	/	19.2%	8.8%	/
4	千葉大学			40	50	▲10	40	50	419	725	360	604	73	71	41	41	4.93	8.51	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	70.9%
5	東京大学			240	300	▲60	240	300	954	914	900	856	238	278	229	274	3.78	3.08	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	75.9%
6	一橋大学			85	100	▲15	85	100	579	600	484	470	92	105	88	103	5.26	4.48	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	80.0%
7	横浜国立大学			40	50	▲10	40	50	248	377	210	310	53	59	42	50	3.96	5.25	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	43.6%
8	新潟大学			35	60	▲25	35	60	71	130	66	121	36	66	22	29	1.83	1.83	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	30.6%
9	金沢大学			25	40	▲15	25	40	87	121	76	84	38	50	16	19	2.00	1.68	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	35.5%
10	信州大学		●	18	40	▲22	18	30	44	75	41	73	34	39	17	17	1.21	1.87	/	/	0.0%	15.4%	/
11	静岡大学	●		20	30	▲10	20	30	48	75	44	63	26	36	13	23	1.69	1.75	/	/	11.8%	11.1%	/
12	名古屋大学			70	80	▲10	70	80	526	357	467	283	89	96	65	91	5.25	2.95	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	63.1%
13	京都大学			160	200	▲40	160	200	682	796	623	717	172	213	166	206	3.62	3.37	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	71.4%
14	大阪大学			80	100	▲20	80	100	690	776	663	727	180	231	82	99	3.68	3.15	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	55.8%
15	神戸大学			80	100	▲20	80	100	888	948	839	905	194	218	83	97	4.32	4.15	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	78.8%
16	島根大学		●	20	30	▲10	20	30	19	49	16	47	12	27	11	18	1.33	1.74	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	25.0%
17	岡山大学			45	60	▲15	45	60	116	129	106	114	52	81	37	51	2.04	1.41	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	50.0%
18	広島大学			48	60	▲12	48	60	179	176	142	153	75	92	44	58	1.89	1.66	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	51.7%
19	香川大学	●		20	30	▲10	20	30	47	73	39	67	36	44	18	15	1.08	1.52	/	33.3%	14.3%	7.1%	30.0%
20	九州大学			80	100	▲20	80	100	280	354	251	354	97	116	83	99	2.59	3.05	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	41.8%
21	熊本大学			22	30	▲8	22	30	82	98	76	91	37	54	19	35	2.05	1.69	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	16.0%
22	鹿児島大学	●		15	30	▲15	15	30	33	51	32	42	16	27	9	14	2.00	1.56	/	8.0%	4.3%	5.7%	10.3%
23	琉球大学		●	22	30	▲8	22	30	47	98	38	84	28	38	21	29	1.36	2.21	/	43.8%	12.5%	10.0%	47.4%
24	首都大学東京			65	65	0	65	65	715	888	565	724	76	87	63	63	7.43	8.32	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	62.3%
25	大阪市立大学			60	75	▲15	60	75	491	565	410	429	130	120	54	74	3.15	3.58	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	57.7%
26	北海学園大学			30	30	0	30	30	58	64	58	62	28	32	19	20	2.07	1.94	/	/	15.4%	29.2%	/
27	東北学院大学	●		30	50	▲20	30	50	39	53	37	52	23	34	14	18	1.61	1.53	/	9.4%	18.9%	12.1%	29.4%
28	白鷺大学		●	25	30	▲5	25	30	28	50	24	43	14	31	10	16	1.71	1.39	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	15.0%
29	大宮法科大学院大学			70	100	▲30	70	100	126	125	122	123	76	79	43	47	1.61	1.56	/	14.0%	19.8%	14.8%	20.3%
30	獨協大学		●	40	50	▲10	40	50	59	121	52	109	42	75	16	40	1.24	1.45	/	20.0%	20.0%	7.6%	27.0%
31	駿河台大学		●	48	60	▲12	48	60	88	172	75	136	57	101	32	61	1.32	1.35	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	13.0%
32	青山学院大学			50	60	▲10	50	60	390	258	274	239	106	73	29	33	2.58	3.27	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	24.4%
33	学習院大学			50	65	▲15	50	65	488	642	488	370	88	94	51	49	5.55	3.94	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	35.7%
34	慶應義塾大学			260	260	0	260	260	1,743	1,737	1,609	1,623	475	497	235	248	3.39	3.27	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	73.1%
35	國學院大学		●	40	50	▲10	40	50	59	159	50	138	37	66	25	31	1.35	2.09	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	25.7%
36	駒澤大学			50	50	0	50	50	74	165	70	154	47	76	28	33	1.49	2.03	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	26.5%
37	上智大学			100	100	0	100	100	969	1,392	851	1,098	214	202	95	109	3.98	5.44	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	59.0%
38	成蹊大学			50	50	0	50	50	279	467	254	432	74	97	41	52	3.43	4.45	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	44.7%
39	専修大学			60	60	0	60	60	311	442	279	369	113	104	61	47	2.47	3.55	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	38.1%
40	創価大学			35	50	▲15	35	50	136	222	133	222	55	63	32	41	2.42	3.52	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	47.5%
41	大東文化大学	●		40	50	▲10	40	50	82	113	74	94	64	76	27	41	1.16	1.24	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	16.7%
42	中央大学			300	300	0	300	300	2,519	2,743	2,432	2,616	618	591	271	291	3.94	4.43	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	65.9%
43	東海大学	●		40	50	▲10	40	50	43	98	23	55	17	45	5	21	1.35	1.22	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	17.4%
44	東洋大学	●		40	50	▲10	40	50	53	154	40	119	19	60	9	30	2.11	1.98	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	14.3%
45	日本大学	●		100	100	0	100	100	390	449	279	373	161	203	95	105	1.73	1.84	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	19.8%
46	法政大学			100	100	0	100	100	506	507	333	362	129	142	74	87	2.58	2.55	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	31.1%
47	明治大学			170	200	▲30	170	200	1,207	1,988	1,116	1,892	514	499	296	175	2.17	3.79	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	53.4%
48	明治学院大学			60	80	▲20	60	80	166	256	141	224	104	138	48	57	1.36	1.62	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	32.7%
49	立教大学			70	70	0	70	70	555	590	398	391	112	104	67	75	3.55	3.76	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	40.4%
50	早稲田大学			300	300	0	300	300	1,786	1,677	1,726	1,642	578	604	257	275	2.99	2.72	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	59.8%
51	神奈川大学		●	35	50	▲15	35	50	78	149	63	117	34	53	17	20	1.85	2.21	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	11.8%
52	関東学院大学		●	30	30	0	30	30	44	93	44	78	39	53	16	16	1.13	1.47	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	22.2%
53	桐蔭横浜大学		●	60	70	▲10	60	70	95	167	94	163	54	90	41	53	1.74	1.81	/	25.7%	12.7%	12.9%	34.0%
54	山梨学院大学			35	40	▲5	35	40	72	112	69	110	30	33	19	21	2.30	3.33	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	31.4%
55	愛知大学			40	40	0	40	40	134	157	123	152	66	71	35	28	1.86	2.14	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	38.5%
56	愛知学院大学	●		35	35	0	30	35	31	49	31	36	23	30	10	16	1.35	1.20	/	/	0.0%	15.4%	/
57	中京大学			30	30	0	30	30	79	135	75	128	52	78	10	23	1.44	1.64	/	22.2%	22.2%	15.8%	42.9%
58	南山大学			50	50	0	50	50	172	236	129	185	83	97	27	36	1.55	1.91	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	55.6%
59	名城大学			40	50	▲10	40	50	89	120	73	104	53	67	37	50	1.38	1.55	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	33.3%
60	京都産業大学	●		40	60	▲20	40	60	56	112	53	102	34	67	7	19	1.56	1.52	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	23.4%
61	同志社大学			120	150	▲30	120	150	558	778	461	647	302	342	114	136	1.53	1.89	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	49.2%
62	立命館大学			150	150	0	150	150	632	731	521	602	290	313	133	139	1.80	1.92	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	39.4%
63	龍谷大学		●	30	60	▲30	30	60	65	161	52	128	49	77	10	31	1.06	1.66	/	/	8.3%	10.4%	/
64	大阪学院大学	●		45	50	▲5	45	50															

新司法試験の合格率等

新司法試験短答・論文・総合成績(平成18年～21年)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
受験者	7392 人	6261 人	4607 人	2091 人
短答合格者	5055 人	4654 人	3479 人	1684 人
(対受験者 短答合格率)	(68.4%)	(74.3%)	(75.5%)	(80.5%)
最終合格者	2043 人	2065 人	1851 人	1009 人
(対短答合格者 最終合格率)	(40.4%)	(44.4%)	(53.2%)	(59.9%)
(対受験者 最終合格率)	(27.6%)	(33.0%)	(40.2%)	(48.3%)

短答合格点	215 点 (350点満点)	230 点 (350点満点)	210 点 (350点満点)	210 点 (350点満点)
短答平均点(全体)	228.1 点	250.7 点	231.7 点	232.9 点
最終合格点(総合評価)	785 点 (1575点満点)	940 点 (1750点満点)	925 点 (1750点満点)	915 点 (1750点満点)
論文式試験合格必要点	387.1 点 (800点満点)	405.7 点 (800点満点)	408.6 点 (800点満点)	402.9 点 (800点満点)
論文平均点(全体)	361.9 点	372.2 点	393.9 点	404.1 点
論文平均点(最終合格者)	423.6 点	433.1 点	443.3 点	445.5 点

※論文式試験合格必要点は、各年の短答合格点を基準とした合格までに必要な論文式試験の点数。

※点数については、中欠者を除く。

直近修了者(平成18年～21年)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
受験者(直近者全体)	4012 人	3977 人	3704 人	2091 人
最終合格者	1406 人	1466 人	1455 人	1009 人
(対受験者 最終合格率)	(35.0%)	(36.9%)	(39.3%)	(48.3%)
受験者(既修者)	1947 人	1898 人	1738 人	2091 人
最終合格者	948 人	974 人	819 人	1009 人
(対既修受験者 最終合格率)	(48.7%)	(51.3%)	(47.1%)	(48.3%)
受験者(未修者)	2065 人	2079 人	1966 人	
最終合格者	458 人	492 人	636 人	
(対未修受験者 最終合格率)	(22.2%)	(23.7%)	(32.3%)	

※点数については、中欠者を除く。

累積者受験者実数等(平成17, 18年度修了者)

	累積受験者実数	累積合格者	合格率
平成17年度修了者	2122 人	1512 人	71.3%
平成18年度修了者	4215 人	2123 人	50.4%

平成21年新司法試験法科大学院別合格者数等

法科大学院名	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	最終合格者数	合格率
一橋法科大学院	132	113	83	62.9%
東京法科大学院	389	333	216	55.5%
京大法科大学院	288	236	145	50.3%
神戸法科大学院	149	124	73	49.0%
愛知法科大学院	41	37	20	48.8%
慶應義塾法科大学院	317	266	147	46.4%
中央法科大学院	373	292	162	43.4%
北海道法科大学院	156	131	63	40.4%
首都大東京法科大学院	87	66	34	39.1%
千葉法科大学院	64	49	24	37.5%
大阪法科大学院	155	110	52	33.5%
名古屋法科大学院	120	79	40	33.3%
早稲田法科大学院	380	266	124	32.6%
明治法科大学院	310	241	96	31.0%
南山法科大学院	59	33	18	30.5%
北海学園法科大学院	24	18	7	29.2%
上智法科大学院	144	105	40	27.8%
九州法科大学院	174	106	46	26.4%
山梨学院法科大学院	46	36	12	26.1%
横浜国立法科大学院	79	56	20	25.3%
大阪市立法科大学院	96	74	24	25.0%
岡山法科大学院	52	31	13	25.0%
広島法科大学院	84	50	21	25.0%
立命館法科大学院	243	161	60	24.7%
学習院法科大学院	86	71	21	24.4%
金沢法科大学院	49	34	11	22.4%
立教法科大学院	112	81	25	22.3%
成蹊法科大学院	68	46	14	20.6%
専修法科大学院	83	54	17	20.5%
東北法科大学院	154	107	30	19.5%
関西学院法科大学院	191	134	37	19.4%
同志社法科大学院	235	160	45	19.1%
名城法科大学院	37	20	7	18.9%
福岡法科大学院	38	23	7	18.4%
甲南法科大学院	93	59	17	18.3%
法政法科大学院	138	103	25	18.1%
近畿法科大学院	50	26	9	18.0%
新潟法科大学院	81	39	14	17.3%
関西法科大学院	207	147	35	16.9%
白鷗法科大学院	24	20	4	16.7%
創価法科大学院	76	51	12	15.8%
中京法科大学院	38	28	6	15.8%
熊本法科大学院	32	17	5	15.6%
愛知学院法科大学院	26	11	4	15.4%
信州法科大学院	26	13	4	15.4%
西南学院法科大学院	67	37	10	14.9%
大宮法科大学院	81	44	12	14.8%
日本法科大学院	153	90	20	13.1%
桐蔭横浜法科大学院	62	31	8	12.9%
広島修道法科大学院	47	23	6	12.8%
関東学院法科大学院	56	31	7	12.5%
東北学院法科大学院	33	21	4	12.1%
明治学院法科大学院	77	47	9	11.7%
静岡法科大学院	36	15	4	11.1%
國學院法科大学院	55	24	6	10.9%
神戸学院法科大学院	28	13	3	10.7%
駒澤法科大学院	48	28	5	10.4%
龍谷法科大学院	48	32	5	10.4%
久留米法科大学院	50	36	5	10.0%
琉球法科大学院	40	21	4	10.0%
青山学院法科大学院	89	34	8	9.0%
筑波法科大学院	34	21	3	8.8%
姫路獨協法科大学院	26	8	2	7.7%
獨協法科大学院	66	34	5	7.6%
香川法科大学院	42	16	3	7.1%
東洋法科大学院	70	35	5	7.1%
大東文化法科大学院	43	20	3	7.0%
神奈川法科大学院	60	26	4	6.7%
東海法科大学院	50	20	3	6.0%
鹿児島法科大学院	35	17	2	5.7%
大阪学院法科大学院	36	11	2	5.6%
駿河台大法科大学院	80	30	4	5.0%
島根法科大学院	23	13	1	4.3%
京都産業法科大学院	51	20	1	2.0%
総計	7392	5055	2043	27.6%

(注) 受験者数には、途中欠席者39人を含む。

平成 21 年新司法試験における法科大学院別データ（平成 20 年度修了者）

○短答式試験

平均点 257.1 点～148.8 点（平均 231.7 点）

平均点（既修） 278.0 点～209.4 点（平均 248.6 点）

平均点（未修） 244.8 点～148.8 点（平均 215.7 点）

短答合格率 92.3%～23.8%（平均 70.4%）

90%以上 3校

80%以上90%未満 10校

70%以上80%未満 15校

60%以上70%未満 15校

50%以上60%未満 11校

40%以上50%未満 7校

30%以上40%未満 8校

20%以上30%未満 5校

短答合格率（既修） 100.0%～40.0%（平均 87.9%）

90%以上 28校

80%以上90%未満 19校

70%以上80%未満 7校

60%以上70%未満 1校

50%以上60%未満 3校

40%以上50%未満 1校

既修者なし 15校

短答合格率（未修） 85.7%～12.5%（平均 53.9%）

80%以上90%未満 2校

70%以上80%未満 9校

60%以上70%未満 13校

50%以上60%未満 15校

40%以上50%未満 19校

30%以上40%未満 7校

20%以上30%未満 7校

10%以上20%未満 2校

○論文式試験

平均点 420.3点～253.6点（平均374.9点）

平均点（既修） 421.3点～258.5点（平均383.0点）

平均点（未修） 437.7点～253.6点（平均362.5点）

対短答合格者最終合格率 82.4%～0%（平均49.8%）

80%以上90%未満 2校

70%以上80%未満 3校

60%以上70%未満 6校

50%以上60%未満 6校

40%以上50%未満 12校

30%以上40%未満 17校

20%以上30%未満 12校

10%以上20%未満 11校

0% 5校

対短答合格者最終合格率（既修） 100%～0%（平均55.4%）

90%以上 1校

80%以上90%未満 3校

70%以上80%未満 5校

60%以上70%未満 11校

50%以上60%未満 7校

40%以上50%未満 3校

30%以上40%未満 11校

20%以上30%未満 5校

10%以上20%未満 2校

0% 11校

既修者なし 15校

対短答合格者最終合格率（未修） 89.5%～0%（平均41.1%）

80%以上90%未満 2校

70%以上80%未満 2校

60%以上70%未満 3校

50%以上60%未満 10校

40%以上50%未満 10校

30%以上40%未満 13校

20%以上30%未満 15校

10%以上20%未満 11校

0% 8校

対短答合格者最終合格率（既修・未修の比較）

既修<未修 19校

既修≒未修（±5%） 12校

既修>未修 28校

※ 残り15校は既修者なし

○総合評価

最終合格者総合平均点 949.2点～787.4点（平均881.2点）

最終合格者総合平均点（既修者）928.7点～786.8点（平均883.9点）

最終合格者総合平均点（未修者）1017.1点～787.4点（平均875.5点）

法科大学院名	平成17年度修了者															
	平成18年新試験			平成19年新試験			平成20年新試験			平成21年新試験			累積者数			
	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者数	合格者	資格喪失者	合格率
横浜国立大法科大学院	10	5		5	4		1	1					10	10		100.0%
金沢大法科大学院	2	1		1	1								2	2		100.0%
國學院大法科大学院	2	1		1	1								2	2		100.0%
島根大法科大学院	1	1											1	1		100.0%
一橋大法科大学院	53	44		8	7		1	1					53	52		98.1%
九州大法科大学院	13	7		6	3		3	2	1				13	12	1	92.3%
早稲田大法科大学院	19	12		7	3		2	2					19	17		89.5%
大阪市立大法科大学院	26	18		9	5	1	2	1	1	1	0		27	24	2	88.9%
千葉大法科大学院	27	15		12	6		3	3		1	0	1	27	24	1	88.9%
東京大法科大学院	170	120		43	25	2	7	5	2	7	2	2	173	152	6	87.9%
京大法科大学院	129	87		36	23	1	8	2	5	3	1	2	130	113	8	86.9%
創価大法科大学院	14	8		5	4		1	0	1	1	0		14	12	1	85.7%
北海道大法科大学院	38	26		11	5	1	3	1	2				38	32	3	84.2%
愛知大法科大学院	18	13		4	2					1	1		19	16		84.2%
山梨学院大法科大学院	11	6		4	2		3	1	1	1	0	1	11	9	2	81.8%
慶應義塾大法科大学院	164	104	1	46	26	2	9	4	3	4	1	2	166	135	8	81.3%
大阪大法科大学院	21	10		9	5		4	2	1	2	0	2	21	17	3	81.0%
神戸大法科大学院	62	40		15	9		5	1	3	3	0	2	62	50	5	80.6%
福岡大法科大学院	5	3		1	1					1	0		5	4		80.0%
名城大法科大学院	5	2		3	2		1	0	1				5	4	1	80.0%
名古屋大法科大学院	28	17		8	6		4	0	2	1	0		29	23	2	79.3%
中央大法科大学院	239	131		90	45		35	10	23	10	0	5	240	186	28	77.5%
明治大法科大学院	95	43	1	48	23	4	15	6	8	3	0	1	96	72	14	75.0%
広島大法科大学院	12	3		9	5		3	1	2	1	0	1	12	9	3	75.0%
西南学院大法科大学院	4	2		2	1								4	3		75.0%
神奈川大法科大学院	13	4	1	8	5		2	1					14	10	1	71.4%
白鷗大法科大学院	6	3		3	1		3	1	1				7	5	1	71.4%
東北大法科大学院	42	20		19	5		10	4	3	3	0	1	43	29	4	67.4%
明治学院大法科大学院	18	8		9	3		3	1	2	1	0		18	12	2	66.7%
近畿大法科大学院	6	3		2	0		2	1		1	0	1	6	4	1	66.7%
同志社大法科大学院	88	35		45	21	5	14	3	8	4	0	4	89	59	17	66.3%
上智大法科大学院	51	17		28	11	2	9	3	5	6	2	4	51	33	11	64.7%
成蹊大法科大学院	25	11	1	10	5	2	2	0	2	2	0	1	25	16	6	64.0%
立教大法科大学院	18	7		10	4	1	3	1	2	2	0	2	19	12	5	63.2%
関西大法科大学院	50	18		28	11	2	6	2	3	2	0	2	51	31	7	60.8%
南山大法科大学院	10	5		3	1		2	0	2				10	6	2	60.0%
学習院大法科大学院	49	15		31	14	1	10	0	10	5	0	3	49	29	14	59.2%
関西学院大法科大学院	64	28	1	32	8	3	13	3	9	3	0	2	66	39	15	59.1%
首都大東京法科大学院	39	17	1	15	5	3	7	1	6	2	0		39	23	10	59.0%
立命館大法科大学院	103	27		66	26	4	24	8	14	8	0	5	104	61	23	58.7%
青山学院大法科大学院	14	5		7	1		4	2	1	3	0	2	14	8	3	57.1%
甲南大法科大学院	18	5		11	5		5	0	4	3	0	3	18	10	7	55.6%
東洋大法科大学院	24	4		13	7		3	1	1	8	1	2	24	13	3	54.2%
法政大法科大学院	62	23		32	8	1	15	4	9	6	0	2	65	35	12	53.8%
専修大法科大学院	51	9		38	14	5	17	5	11	3	0	1	52	28	17	53.8%
関東学院大法科大学院	15	1		9	5		7	3	1	2	0		17	9	1	52.9%
岡山大法科大学院	12	4		5	2	1	1	0		2	0	1	12	6	2	50.0%
新潟大法科大学院	10	5		4	0		3	0	3	2	0	1	10	5	4	50.0%
熊本大法科大学院	4	1		3	1		2	0	2				4	2	2	50.0%
久留米大法科大学院	4	1		2	1	1				1	0		4	2	1	50.0%
駒澤大法科大学院	18	1		13	4	1	4	2	1	4	0	2	18	7	4	38.9%
日本大法科大学院	54	7		43	8	1	26	7	17	6	0	1	57	22	19	38.6%
駿河台大法科大学院	21	2		13	4		6	2	4	7	0	2	22	8	6	36.4%
神戸学院大法科大学院	3	0		3	1								3	1		33.3%
大東文化大法科大学院	19	4		10	0		7	1	4	2	0	1	19	5	5	26.3%
姫路獨協大法科大学院	8	0		2	1		2	0	1				8	1	1	12.5%
京都産業大法科大学院	1	0		2	0		1	0	1	1	0		2	0	1	0.0%
東海大法科大学院	3	0		1	0		1	0		1	0		3	0		0.0%
総計	2091	1009	6	903	396	44	324	99	183	130	8	62	2122	1512	295	71.3%

法科大学院別受験者数・合格者数調（平成18年度修了者）合格率順

法科大学院名	平成18年度修了者												
	平成19年新試験			平成20年新試験			平成21年新司法試験			累積者数			
	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者実数	合格者	資格喪失者	合格率
神戸大法科大学院	76	37		37	23	1	10	3	5	78	63	6	80.8%
一橋大法科大学院	88	54		30	15		7	3	4	90	72	4	80.0%
東京大法科大学院	261	153		103	45	2	44	16	12	279	214	14	76.7%
京大法科大学院	175	112	1	54	17	2	21	6	9	182	135	12	74.2%
慶應義塾大法科大学院	225	147		53	21	5	26	3	13	231	171	18	74.0%
千葉大法科大学院	50	34		17	4	1	6	1	4	54	39	5	72.2%
東北大法科大学院	77	42	1	28	15		11	0	7	79	57	8	72.2%
中央大法科大学院	202	108		80	31	5	30	4	19	211	143	24	67.8%
名古屋大法科大学院	57	35		23	3		15	3	8	62	41	8	66.1%
上智大法科大学院	66	29		27	15		12	2	3	72	46	3	63.9%
首都大東京法科大学院	54	23		26	11	1	16	4	6	60	38	7	63.3%
早稲田大法科大学院	216	112		94	29	1	41	6	16	236	147	17	62.3%
大阪市立大法科大学院	63	26		31	12	1	10	3	3	69	41	4	59.4%
北海道大法科大学院	87	43		35	8	2	21	2	15	90	53	17	58.9%
南山大法科大学院	23	9		12	3		4	3		26	15	0	57.7%
大阪大法科大学院	64	27		38	9		22	7	7	75	43	7	57.3%
明治大法科大学院	152	57		81	22	3	44	14	17	165	93	20	56.4%
福岡大法科大学院	13	5		13	5	1	6	1	1	20	11	2	55.0%
岡山大法科大学院	18	8		9	0		10	4	4	22	12	4	54.5%
広島大法科大学院	23	6		20	7		12	2	5	29	15	5	51.7%
同志社大法科大学院	116	36		69	22		38	7	15	130	65	15	50.0%
関西学院大法科大学院	98	31		59	19	5	26	4	13	108	54	18	50.0%
琉球大法科大学院	16	7		9	2		3	0	1	18	9	1	50.0%
成蹊大法科大学院	32	11		22	9	1	13	1	3	44	21	4	47.7%
創価大法科大学院	34	16		18	2	1	9	1	5	40	19	6	47.5%
中京大法科大学院	18	4		13	4		6	1	3	20	9	3	45.0%
九州大法科大学院	68	26		25	5		28	2	9	75	33	9	44.0%
横浜国立大法科大学院	33	9		22	7		10	1	4	39	17	4	43.6%
立教大法科大学院	49	13		31	7	1	21	3	12	55	23	13	41.8%
愛知大法科大学院	23	5		14	3		8	2	4	24	10	4	41.7%
立命館大法科大学院	103	36		62	9	2	47	7	17	127	52	19	40.9%
専修大法科大学院	38	5		27	6	2	15	5	4	41	16	6	39.0%
金沢大法科大学院	23	7		18	2	1	11	2	5	29	11	6	37.9%
学習院大法科大学院	36	5		30	6	1	13	4	6	41	15	7	36.6%
桐蔭横浜大法科大学院	35	9		26	5	1	17	2	7	45	16	8	35.6%
香川大法科大学院	9	3		8	2		9	1	2	17	6	2	35.3%
名城大法科大学院	17	4		11	1	1	7	2		20	7	1	35.0%
山梨学院大法科大学院	27	8		20	2	1	7	1	5	32	11	6	34.4%
明治学院大法科大学院	45	8		31	8	1	18	0	11	48	16	12	33.3%
法政大法科大学院	96	16		48	10	1	29	7	11	100	33	12	33.0%
関西大法科大学院	102	21		81	12	5	47	7	25	123	40	30	32.5%
新潟大法科大学院	32	8		19	3	1	8	0	7	34	11	8	32.4%
広島修道大法科大学院	21	6		14	3		10	0	5	28	9	5	32.1%
東北学院大法科大学院	32	3		20	5		8	2	3	33	10	3	30.3%
駒澤大法科大学院	24	4		19	4		10	1	4	31	9	4	29.0%
獨協大法科大学院	30	6		16	3		17	1	8	35	10	8	28.6%
甲南大法科大学院	33	6		21	4	1	10	0	6	37	10	7	27.0%
島根大法科大学院	18	3		15	4		6	0	2	26	7	2	26.9%
青山学院大法科大学院	33	6		28	4	1	10	1	4	41	11	5	26.8%
國學院大法科大学院	27	5		16	2		13	2	3	35	9	3	25.7%
京都産業大法科大学院	34	7		27	3		17	1	6	43	11	6	25.6%
西南学院大法科大学院	26	6		23	0		18	4	3	40	10	3	25.0%
関東学院大法科大学院	14	4		9	1		12	1	3	24	6	3	25.0%
神戸学院大法科大学院	8	3		5	0		4	0	1	12	3	1	25.0%
大宮法科大学院大学	43	6		34	6		20	1	8	56	13	8	23.2%
東海大法科大学院	15	2		9	1		6	1	2	18	4	2	22.2%
日本法科大学院	68	6		61	10	1	43	3	21	91	19	22	20.9%
大東文化大法科大学院	26	4		11	0		9	1	4	28	5	4	17.9%
熊本大法科大学院	17	1		15	3		13	0	5	24	4	5	16.7%
白鷗大法科大学院	16	3		8	0	1	4	0	1	18	3	2	16.7%
東洋大法科大学院	31	5		23	1		14	0	7	39	6	7	15.4%
駿河台大法科大学院	33	5		30	2		13	0	7	47	7	7	14.9%
神奈川大法科大学院	17	3		17	1		20	0	2	33	4	2	12.1%
近畿大法科大学院	15	2		6	0		6	0		19	2	0	10.5%
鹿児島大法科大学院	25	2		14	0		9	1	5	29	3	5	10.3%
大阪学院大法科大学院	14	2		12	0		13	0		32	2		6.3%
久留米大法科大学院	27	0		23	2		18	0	10	36	2	10	5.6%
姫路獨協大法科大学院	17	0	1	10	0	1	8	1	2	20	1	4	5.0%
総計	3704	1455	3	1960	500	55	1089	168	449	4215	2123	507	50.4%

法科大学院別受験者数・合格者数調（平成19年度修了者）合格率順

法科大学院名	平成19年度修了者										
	平成20年新試験			平成21年新試験			累積者数				
	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者実数	合格者	資格喪失者	合格率	
一橋大法科大学院	96	62	1	29	10	2	97	72	3	74.2%	
東京大法科大学院	256	150		86	39	4	262	189	4	72.1%	
中央大法科大学院	237	155		78	21	6	246	176	6	71.5%	
慶應義塾大法科大学院	230	140		70	23	3	231	163	3	70.6%	
神戸大法科大学院	86	46		36	15	2	89	61	2	68.5%	
愛知大法科大学院	21	13		8	1		23	14		60.9%	
千葉大法科大学院	49	27		20	4	2	51	31	2	60.8%	
広島大法科大学院	29	11		24	11		37	22		59.5%	
首都大東京法科大学院	46	27		17	3	2	51	30	2	58.8%	
京大法科大学院	179	81		86	27	2	186	108	2	58.1%	
名古屋大法科大学院	71	29		34	12		73	41		56.2%	
大阪大法科大学院	85	38		36	11		90	49		54.4%	
東北大法科大学院	89	40	1	39	8	2	90	48	3	53.3%	
九州大法科大学院	77	31		40	10		82	41		50.0%	
早稲田大法科大学院	249	99		118	30	1	259	129	1	49.8%	
岡山大法科大学院	25	11		18	4		31	15		48.4%	
南山大法科大学院	35	12		19	6		39	18		46.2%	
上智大法科大学院	84	32		46	11	3	94	43	3	45.7%	
横浜国立大法科大学院	42	16	1	25	5	2	46	21	3	45.7%	
明治大法科大学院	168	56		91	24	6	176	80	6	45.5%	
北海道大法科大学院	70	24		45	12	1	80	36	1	45.0%	
大阪市立大法科大学院	49	20		24	3	1	54	23	1	42.6%	
神戸学院大法科大学院	13	6		10	1		17	7		41.2%	
立命館大法科大学院	119	42		73	13	3	134	55	3	41.0%	
成蹊大法科大学院	21	8		14	2		25	10		40.0%	
学習院大法科大学院	47	14		25	5	1	49	19	1	38.8%	
新潟大法科大学院	28	6		20	6	1	31	12	1	38.7%	
関西学院大法科大学院	96	29		60	10		105	39		37.1%	
同志社大法科大学院	127	34		76	13	2	135	47	2	34.8%	
創価大法科大学院	41	11		32	5		46	16		34.8%	
立教大法科大学院	58	13		41	8	2	63	21	2	33.3%	
福岡大法科大学院	20	5		18	4		27	9		33.3%	
明治学院大法科大学院	40	7		21	6		40	13		32.5%	
大宮法科大学院大学	47	10		31	9		59	19		32.2%	
名城大法科大学院	19	4		12	3		22	7		31.8%	
関西大法科大学院	100	24		68	11	4	111	35	4	31.5%	
法政大法科大学院	72	18		47	7	1	80	25	1	31.3%	
白鷗大法科大学院	10	1		7	2		10	3		30.0%	
専修大法科大学院	44	9		24	5	1	49	14	1	28.6%	
山梨学院大法科大学院	17	4		11	2	1	21	6	1	28.6%	
青山学院大法科大学院	29	9		31	3		43	12		27.9%	
静岡大法科大学院	17	2		15	4		22	6		27.3%	
駒澤大法科大学院	24	5		17	3	1	30	8	1	26.7%	
甲南大法科大学院	45	8		25	5		52	13		25.0%	
大東文化大法科大学院	19	5		11	1		24	6		25.0%	
獨協大法科大学院	24	5		19	2		30	7		23.3%	
熊本大法科大学院	16	4		11	1		22	5		22.7%	
日本大法科大学院	61	9		49	8	1	75	17	1	22.7%	
近畿大法科大学院	17	3		16	2		23	5		21.7%	
北海学園大法科大学院	13	2		8	1		14	3		21.4%	
東北学院大法科大学院	17	2		12	2		19	4		21.1%	
久留米大法科大学院	19	3		14	2		24	5		20.8%	
筑波大法科大学院	26	5		14	1		30	6		20.0%	
中京大法科大学院	23	4		15	1		26	5		19.2%	
駿河台大法科大学院	48	7		31	3		55	10		18.2%	
金沢大法科大学院	29	2		16	4	1	33	6	1	18.2%	
広島修道大法科大学院	21	4		16	0		25	4		16.0%	
神奈川大法科大学院	22	3		17	1		26	4		15.4%	
西南学院大法科大学院	23	2		22	2		27	4		14.8%	
琉球大法科大学院	15	1		15	2		21	3		14.3%	
東海大法科大学院	24	3		17	1		29	4		13.8%	
東洋大法科大学院	29	2		23	2		36	4		11.1%	
大阪学院大法科大学院	16	1		12	1		21	2		9.5%	
桐蔭横浜大法科大学院	37	3		23	1		43	4		9.3%	
鳥根大法科大学院	11	0		11	1		13	1		7.7%	
國學院大法科大学院	24	2		10	0		28	2		7.1%	
鹿児島大法科大学院	9	1		11	0		14	1		7.1%	
関東学院大法科大学院	26	0		24	2		31	2		6.5%	
龍谷大法科大学院	24	2		21	0		31	2		6.5%	
香川大法科大学院	13	1		9	0		18	1		5.6%	
姫路獨協大法科大学院	12	0		14	1		18	1		5.6%	
愛知学院大法科大学院	16	0		10	1		19	1		5.3%	
信州大法科大学院	19	0		10	1		20	1		5.0%	
京都産業大法科大学院	17	1		13	0		22	1		4.5%	
総計	3977	1466	3	2161	461	58	4375	1927	61	44.0%	

法科大学院別受験者数・合格者数調（平成20年度修了者）合格率順

法科大学院名	平成20年度修了者 平成21年新試験			
	受験者	合格者	資格喪失者	合格率
一橋大法科大学院	96	70		72.9%
愛知大法科大学院	24	16		66.7%
東京大法科大学院	252	159		63.1%
京大法科大学院	178	111		62.4%
慶應義塾大法科大学院	217	120		55.3%
神戸大法科大学院	100	55		55.0%
北海道大法科大学院	90	49		54.4%
中央大法科大学院	255	137		53.7%
首都大東京法科大学院	52	27		51.9%
千葉大法科大学院	37	19		51.4%
熊本大法科大学院	8	4		50.0%
早稲田大法科大学院	221	88		39.8%
北海学園大法科大学院	16	6		37.5%
大阪大法科大学院	95	34		35.8%
名古屋大法科大学院	70	25		35.7%
立命館大法科大学院	115	40		34.8%
明治大法科大学院	172	58		33.7%
山梨学院大法科大学院	27	9		33.3%
九州大法科大学院	106	34		32.1%
横浜国立大法科大学院	44	14		31.8%
上智大法科大学院	80	25		31.3%
大阪市立大法科大学院	61	18		29.5%
立教大法科大学院	48	14		29.2%
広島修道大法科大学院	21	6		28.6%
成蹊大法科大学院	39	11		28.2%
学習院大法科大学院	43	12		27.9%
近畿大法科大学院	27	7		25.9%
南山大法科大学院	36	9		25.0%
中京大法科大学院	17	4		23.5%
岡山大法科大学院	22	5		22.7%
金沢大法科大学院	22	5		22.7%
桐蔭横浜大法科大学院	22	5		22.7%
関西学院大法科大学院	102	23		22.5%
関東学院大法科大学院	18	4		22.2%
甲南大法科大学院	55	12		21.8%
東北大法科大学院	101	22	2	21.8%
同志社大法科大学院	117	25		21.4%
法政大法科大学院	56	11		19.6%
関西大法科大学院	90	17		18.9%
愛知学院大法科大学院	16	3		18.8%
信州大法科大学院	16	3		18.8%
龍谷大法科大学院	27	5		18.5%
久留米大法科大学院	17	3		17.6%
創価大法科大学院	34	6		17.6%
専修大法科大学院	41	7		17.1%
広島大法科大学院	47	8		17.0%
日本大法科大学院	55	9		16.4%
新潟大法科大学院	51	8		15.7%
白鷗大法科大学院	13	2		15.4%
福岡大法科大学院	13	2		15.4%
西南学院大法科大学院	27	4		14.8%
神戸学院大法科大学院	14	2		14.3%
神奈川大法科大学院	23	3		13.0%
國學院大法科大学院	32	4		12.5%
名城大法科大学院	18	2		11.1%
筑波大法科大学院	20	2		10.0%
大阪学院大法科大学院	11	1		9.1%
琉球大法科大学院	22	2		9.1%
青山学院大法科大学院	45	4		8.9%
香川大法科大学院	24	2		8.3%
明治学院大法科大学院	37	3		8.1%
東洋大法科大学院	25	2		8.0%
大宮法科大学院	30	2		6.7%
鹿嶋大法科大学院	15	1		6.7%
獨協大法科大学院	30	2		6.7%
駒澤大法科大学院	17	1		5.9%
大東文化大法科大学院	21	1		4.8%
東海大法科大学院	26	1		3.8%
駿河台大法科大学院	29	1		3.4%
京都産業大法科大学院	20	0		0.0%
静岡大法科大学院	21	0		0.0%
島根大法科大学院	6	0		0.0%
東北学院大法科大学院	13	0		0.0%
姫路獨協大法科大学院	4	0		0.0%
総計	4012	1406	2	35.0%

平成18年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
				人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率 対受験者	
合計	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.5%	1,009人	59.9%	48.3%
男性	1,588人	1,581人	1,552人	1,292人	83.2%	781人	60.4%	50.3%
女性	549人	544人	539人	392人	72.7%	228人	58.2%	42.3%
修了見込者	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.5%	1,009人	59.9%	48.3%
修了者								
1回	1,712人	1,701人	1,669人	1,297人	77.7%	748人	57.7%	44.8%
2回	405人	404人	402人	368人	91.5%	247人	67.1%	61.4%
3回	20人	20人	20人	19人	95.0%	14人	73.7%	70.0%
新司法試験のみの受験回数	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.5%	1,009人	59.9%	48.3%
既修者	1,866人	1,856人	1,831人	1,467人	80.1%	893人	60.9%	48.8%
未修者	271人	269人	260人	217人	83.5%	116人	53.5%	44.6%
既修者	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.5%	1,009人	59.9%	48.3%
平成17年度修了者								

平成19年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		人員	合格者	
				人員	合格率 (対受験者)		対短台	合格率 対受験者
合計	5,401人	5,280人	4,607人	3,479人	75.5%	1,851人	53.2%	40.2%
男性	3,786人	3,699人	3,261人	2,599人	79.7%	1,334人	51.3%	40.9%
女性	1,615人	1,581人	1,346人	880人	65.4%	517人	58.8%	38.4%
修了見込者	4,325人	4,204人	3,650人	2,680人	73.4%	1,455人	54.3%	39.9%
修了者	1,076人	1,076人	957人	799人	83.5%	396人	49.6%	41.4%
1回	4,061人	3,948人	3,388人	2,383人	70.3%	1,250人	52.5%	36.9%
2回	1,197人	1,189人	1,096人	980人	89.4%	525人	53.6%	47.9%
3回	143人	143人	123人	116人	94.3%	76人	65.5%	61.8%
新司法試験のみ 受験回数	4,415人	4,294人	3,731人	2,698人	72.3%	1,461人	54.2%	39.2%
2回	986人	986人	876人	781人	89.2%	390人	49.9%	44.5%
既修者	2,567人	2,539人	2,363人	2,001人	84.7%	1,095人	54.7%	46.3%
非既修者	317人	312人	278人	239人	86.0%	120人	50.2%	43.2%
法学部	1,355人	1,296人	1,072人	661人	61.7%	344人	52.0%	32.1%
非法学部	1,162人	1,133人	894人	578人	64.7%	292人	50.5%	32.7%
既修者	1,864人	1,831人	1,738人	1,441人	82.9%	819人	56.8%	47.1%
未修者	2,517人	2,429人	1,966人	1,239人	63.0%	636人	51.3%	32.3%
平成18年度修了者	1,020人	1,020人	903人	799人	88.5%	396人	49.6%	43.9%
平成17年度修了者								

平成20年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者	
				人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率 対短合格者
合計	7,842人	7,710人	6,261人	4,654人	74.3%	2,065人	44.4%
男性	5,469人	5,374人	4,397人	3,410人	77.6%	1,501人	44.0%
女性	2,373人	2,336人	1,864人	1,244人	66.7%	564人	45.3%
修了見込者	4,712人	4,580人	3,926人	2,855人	72.7%	1,462人	51.2%
修了者	3,130人	3,130人	2,335人	1,799人	77.0%	603人	33.5%
1 回	5,016人	4,890人	4,013人	2,734人	68.1%	1,312人	48.0%
2 回	2,337人	2,333人	1,887人	1,580人	83.7%	633人	40.1%
3 回	489人	487人	361人	340人	94.2%	120人	35.3%
1 回	5,338人	5,206人	4,317人	3,025人	70.1%	1,504人	49.7%
2 回	2,157人	2,157人	1,684人	1,384人	82.2%	473人	34.2%
3 回	347人	347人	260人	245人	94.2%	88人	35.9%
法学部	3,034人	3,012人	2,655人	2,321人	87.4%	1,182人	50.9%
非法学部	415人	412人	347人	318人	91.6%	149人	46.9%
法学部	2,615人	2,539人	1,969人	1,204人	61.1%	436人	36.2%
非法学部	1,778人	1,747人	1,290人	811人	62.9%	298人	36.7%
既修者	2,037人	2,012人	1,898人	1,685人	88.8%	974人	57.8%
未修者	2,744人	2,637人	2,079人	1,191人	57.3%	492人	41.3%
既修者	937人	937人	780人	660人	84.6%	258人	39.1%
未修者	1,649人	1,649人	1,180人	824人	69.8%	242人	29.4%
既修者	475人	475人	324人	294人	90.7%	99人	33.7%
未修者							
平成19年度 修了者							
平成18年度 修了者							
平成17年度 修了者							

平成21年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者	
				人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率 (対短台)
合計	9,734人	9,564人	7,392人	5,055人	68.4%	2,043人	40.4%
男性	6,800人	6,688人	5,206人	3,770人	72.4%	1,503人	39.9%
女性	2,934人	2,876人	2,186人	1,285人	58.8%	540人	42.0%
修了見込者	4,776人	4,606人	3,949人	2,801人	70.9%	1,401人	50.0%
修了者	4,958人	4,958人	3,443人	2,254人	65.5%	642人	28.5%
1 回	5,518人	5,349人	4,326人	2,731人	63.1%	1,275人	46.7%
2 回	3,117人	3,116人	2,324人	1,711人	73.6%	597人	34.9%
3 回	1,099人	1,099人	742人	613人	82.6%	171人	27.9%
1 回	5,789人	5,619人	4,589人	2,981人	65.0%	1,428人	47.9%
2 回	2,990人	2,990人	2,167人	1,560人	72.0%	472人	30.3%
3 回	955人	955人	636人	514人	80.8%	143人	27.8%
法学部	3,285人	3,262人	2,857人	2,394人	83.8%	1,126人	47.0%
非法学部	496人	492人	417人	346人	83.0%	140人	40.5%
法学部	3,713人	3,620人	2,646人	1,456人	55.0%	491人	33.7%
非法学部	2,240人	2,190人	1,472人	859人	58.4%	286人	33.3%
既修者	2,057人	2,030人	1,947人	1,712人	87.9%	948人	55.4%
未修者	2,809人	2,666人	2,065人	1,114人	53.9%	458人	41.1%
平成20年度修了者	972人	972人	824人	681人	82.6%	232人	34.1%
平成19年度修了者	1,956人	1,956人	1,337人	801人	59.9%	229人	28.6%
平成18年度修了者	545人	545人	373人	272人	72.9%	78人	28.7%
平成17年度修了者	1,188人	1,188人	716人	400人	55.9%	90人	22.5%
平成17年度修了者	207人	207人	130人	75人	57.7%	8人	10.7%

平成22年新司法試験受験状況

1 受験者数等

(1) 出願者	11,127人(前年9,734人)
(2) 受験予定者	10,908人(前年9,564人)
(3) 欠席者	2,745人(前年2,172人)
(4) 受験者	8,163人(前年7,392人) (うち途中欠席73人)
(5) 受験率	74.8%(前年77.3%)
(注) 受験率とは、受験予定者に占める受験者の割合である。	
(6) 採点対象者	8,090人(前年7,353人)

2 選択科目別

倒産法	1,976人(24.4%)
租税法	489人(6.1%)
経済法	796人(9.8%)
知的財産法	1,132人(14.0%)
労働法	2,511人(31.0%)
環境法	495人(6.1%)
国際関係法(公法系)	103人(1.3%)
国際関係法(私法系)	588人(7.3%)
計	8,090人(100.0%)

3 試験地別

札幌市	196人(2.4%)
仙台市	336人(4.2%)
東京都	4,270人(52.8%)
名古屋市	594人(7.3%)
大阪市	1,864人(23.0%)
広島市	372人(4.6%)
福岡市	458人(5.7%)
計	8,090人(100.0%)

(参考)

平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を 踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）

平成 22 年 1 月 22 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. はじめに

平成 21 年 4 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告¹（以下「特別委員会報告」という。）で、

- ①各法科大学院で教育活動が法令に従って適切に行われているか
- ②改善のための真摯な取組が推進されているか

について、フォローアップを行うための組織を設置することが提言された。

その上で、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築することが求められた²。

本まとめは、本ワーキング・グループが特別委員会報告の提言を踏まえ、平成 21 年 4 月からすべての法科大学院の協力のもと実施してきた、法科大学院教育の改善状況についてのフォローアップの結果をまとめたものである。

各法科大学院に対しては、本まとめで指摘した課題を踏まえ、引き続き教育の質の向上に向けた取組が行われることを期待したい。

2. フォローアップの実施経過について

本ワーキング・グループは、フォローアップを実施するための基礎情報を把握するため、平成 21 年 4 月にすべての法科大学院に対し、特別委員会報告を踏ま

¹ 平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

² 平成 21 年 9 月 14 日に開催された法科大学院特別委員会でも、座長談話として、平成 22 年度の入学者選抜の厳格化や平成 23 年度の入学定員の見直しについて、文部科学省と本ワーキング・グループが連携し、各法科大学院に対して強く促していくことが求められている。

えた現状の分析及び改善のための取組（検討中のものも含む。）を提示するよう依頼した。

本ワーキング・グループでは、すべての法科大学院から提示された現状の分析及び改善のための取組について精査した。

その結果、主に以下に掲げる観点に該当すると考えられ、かつ、不明な部分の把握や改善のための取組に関する実効性の確認等が必要と判断される法科大学院に対してはヒアリングを実施することとした。その結果、40の法科大学院からヒアリングを実施した。

【ヒアリング実施に関する観点】

- ① 入学者選抜における競争倍率が低いなど、今後、入学者の質の確保がさらに困難となることが懸念される。
- ② 新司法試験の合格者数が著しく少ない、または合格率が平均の半分未満の状況が継続しているなど、修了者の質の確保に早急に取り組む必要がある。
- ③ 現状の分析が不十分ではないかと懸念される。
- ④ 改善のための取組が不十分ではないかと懸念される、またはその内容が不明確である。

さらに、ヒアリングの結果、法科大学院の現状や改善のための取組等をより詳細に確認し、さらにフォローアップを行う必要があると判断された場合は、在籍中の法科大学院生との意見交換や授業の見学等による実地調査を実施することとした。その結果、26の法科大学院に対して実地調査を実施した。

フォローアップの実施経過については次のとおり。

平成21年2月24日	第3ワーキング・グループ設置
平成21年4月17日	法科大学院特別委員会（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」）
平成21年6月5日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成21年7月	ヒアリング（40校）
平成21年8月3日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成21年10月	
～平成22年1月	実地調査（26校）
平成21年12月3日	法科大学院特別委員会（審議経過報告）

3. フォローアップの結果について

フォローアップの結果、本ワーキング・グループとしては、以下のような所感を得た。

【全体的な取組状況について】

すべての法科大学院で特別委員会報告の提言を踏まえた改善の取組に着手されており、多くの法科大学院で意欲的な取組がなされていることがうかがえた。

【フォローアップで見られた課題について】

- (1) 現在実施中の平成 22 年度入学者選抜で、競争倍率 2 倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる。
- (2) 学生との意見交換を実施した結果、授業に対する学生の満足度が高い法科大学院が多数ある一方で、学生と教員の意思疎通が十分図られていない結果、学生の授業に対する満足度や期待度が低い法科大学院もみられる。
- (3) 定期試験問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、次のような問題のある法科大学院がみられる。
 - ① 可とされた答案の中に、不可相当ではないかと考えられる答案が少なからずみられる。
 - ② 試験問題の内容・難易度・出題形式等で、法科大学院生としての学修到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題がみられる。

とくに、このような法科大学院は、概して、厳格な成績評価の観点からも問題があるとみられる。
- (4) 入学者選抜における志願状況や新司法試験合格状況が芳しくないにもかかわらず、その原因の分析に着手していないまたはそれが不十分であり、かつ的確な対応策を講じていない法科大学院がみられる。
- (5) 受験時または入学時に法科大学院を選ぶ際に、個々の法科大学院における新司法試験合格実績や教育内容についてほとんど意識しないで、新司法試験の合格は自らの努力の問題であると認識している学生も少なからずみられる。

【個別の法科大学院における所見について】

※ 別表に記載

4. 今後の取組について

今後、本ワーキング・グループは、平成 22 年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、さらに必要と判断した法科大学院を中心に引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時本委員会に報告していく予定である。

【別表】フォローアップ資料

平成22年1月14日現在

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
1	北海道大学	100	80	93	3.13	26	48	33	63	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	95	53	55.8%			
2	東北大学	100	80	102	2.63	20	47	59	30	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	79	57	72.2%			
3	筑波大学	40	36	40	5.58	/	/	5	3	/	/	19.2%	8.8%	/	/	/			
4	千葉大学	50	40	41	8.51	15	40	34	24	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	55	39	70.9%			
5	東京大学	300	240	274	3.08	120	178	200	216	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	282	214	75.9%			
6	一橋大学	100	85	103	4.48	44	61	78	83	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	90	72	80.0%			
7	横浜国立大学	50	40	50	5.25	5	13	24	20	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	39	17	43.6%			
8	新潟大学	60	35	29	1.83	5	8	9	14	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	36	11	30.6%	●		
9	金沢大学	40	25	19	1.68	1	8	4	11	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	31	11	35.5%	●		
10	信州大学	40	18	17	1.87	/	/	0	4	/	/	0.0%	15.4%	/	/	/	●	●	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人とどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
11	静岡大学	30	20	23	1.75	/	/	2	4	/	/	11.8%	11.1%	/	/	/	●	●	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点があがる。また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言い難い。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
12	名古屋大学	80	70	91	2.95	17	41	32	40	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	65	41	63.1%			
13	京都大学	200	160	206	3.37	87	135	100	145	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	189	135	71.4%			
14	大阪大学	100	80	99	3.15	10	32	49	52	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	77	43	55.8%			
15	神戸大学	100	80	97	4.15	40	46	70	73	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	80	63	78.8%			
16	島根大学	30	20	18	1.74	1	3	4	1	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	28	7	25.0%	●	●	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
17	岡山大学	60	45	51	1.41	4	10	11	13	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	24	12	50.0%			
18	広島大学	60	48	58	1.66	3	11	19	21	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	29	15	51.7%			
19	香川大学	30	20	15	1.52	/	3	3	3	/	33.3%	14.3%	7.1%	20	6	30.0%	●	●	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
20	九州大学	100	80	99	3.05	7	29	38	46	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	79	33	41.8%			

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
21	熊本大学	30	22	35	1.69	1	2	7	5	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	25	4	16.0%	●		
22	鹿児島大学	30	15	14	1.56				2					29	3	10.3%	●	●	大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
23	琉球大学	30	22	29	2.21			7	3					19	9	47.4%	●	●	改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。また、入学選抜でも厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
24	首都大学東京	65	65	63	8.32	17	28	39	34	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	61	38	62.3%			
25	大阪市立大学	75	60	74	3.58	18	31	33	24	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	71	41	57.7%			
26	北海学園大学	30	30	20	1.94				2								●		
27	東北学院大学	50	30	18	1.53				3		7	4		34	10	29.4%	●	●	学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
28	白鷗大学	30	25	16	1.39	3	4	2	4	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	20	3	15.0%	●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
29	大宮法科大学院大学	100	70	47	1.56				6		16	12		64	13	20.3%	●		
30	獨協大学	50	40	40	1.45				6		8	5		37	10	27.0%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
31	駿河台大学	60	48	61	1.35	2	9	11	4	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	54	7	13.0%	●	●	改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
32	青山学院大学	60	50	33	3.27	5	7	15	8	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	45	11	24.4%	●		
33	学習院大学	65	50	49	3.94	15	19	20	21	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	42	15	35.7%			
34	慶應義塾大学	260	260	248	3.27	104	173	165	147	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	234	171	73.1%			
35	國學院大学	50	40	31	2.09	1	6	4	6	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	35	9	25.7%	●	●	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないとは言い難い。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
36	駒澤大学	50	50	33	2.03	1	8	11	5	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	34	9	26.5%	●		
37	上智大学	100	100	109	5.44	17	40	50	40	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	78	46	59.0%			
38	成蹊大学	50	50	52	4.45	11	16	17	14	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	47	21	44.7%			
39	専修大学	60	60	47	3.55	9	19	20	17	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	42	16	38.1%	●		
40	創価大学	50	35	41	3.52	8	20	13	12	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	40	19	47.5%			
41	大東文化大学	50	40	41	1.24	4	4	6	3	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	30	5	16.7%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
42	中央大学	300	300	291	4.43	131	153	196	162	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	217	143	65.9%			
43	東海大学	50	40	21	1.22	0	2	4	3	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	23	4	17.4%	●	●	入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップする必要がある。
44	東洋大学	50	40	30	1.98	4	12	4	5	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	42	6	14.3%	●	●	改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
45	日本大学	100	100	105	1.84	7	14	26	20	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	96	19	19.8%	●	●	入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
46	法政大学	100	100	87	2.55	23	24	32	25	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	106	33	31.1%			
47	明治大学	200	170	175	3.79	43	80	84	96	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	174	93	53.4%			
48	明治学院大学	80	60	57	1.62	8	11	16	9	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	49	16	32.7%			
49	立教大学	70	70	75	3.76	7	17	21	25	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	57	23	40.4%			
50	早稲田大学	300	300	275	2.72	12	115	130	124	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	246	147	59.8%			
51	神奈川大学	50	35	20	2.21	4	8	5	4	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	34	4	11.8%	●	●	授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点がみられる。また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
52	関東学院大学	30	30	16	1.47	1	9	4	7	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	27	6	22.2%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
53	桐蔭横浜大学	70	60	53	1.81		9	8	8	25.7%	12.7%	12.9%	47	16	34.0%	●	●	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
54	山梨学院大学	40	35	21	3.33	6	10	7	12	54.5%	32.3%	17.5%	35	11	31.4%				
55	愛知大学	40	40	28	2.14	13	7	16	20	72.2%	25.9%	45.7%	26	10	38.5%				
56	愛知学院大学	35	30	16	1.20			0	4		0.0%	15.4%				●	●	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
57	中京大学	30	30	23	1.64		4	8	6	22.2%	22.2%	15.8%	21	9	42.9%				
58	南山大学	50	50	36	1.91	5	10	15	18	50.0%	38.5%	30.6%	27	15	55.6%				
59	名城大学	50	40	50	1.55	2	6	5	7	40.0%	30.0%	16.1%	21	7	33.3%	●			
60	京都産業大学	60	40	19	1.52	0	7	4	1	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	47	11	23.4%	●	●	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
61	同志社大学	150	120	136	1.89	35	57	59	45	39.8%	35.4%	28.1%	132	65	49.2%				
62	立命館大学	150	150	139	1.92	27	62	59	60	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	132	52	39.4%			
63	龍谷大学	60	30	31	1.66			2	5		8.3%	10.4%				●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
64	大阪学院大学	50	45	33	1.19		2	1	2		14.3%	3.6%	5.6%	36	2	5.6%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップが必要である。
65	関西大学	130	130	128	1.97	18	32	38	35	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	130	40	30.8%	●		

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22	H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)	合格者数計(B)	B/A		対象校	対象校
66	近畿大学	60	40	23	1.34	3	2	4	9	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	22	2	9.1%	●	●	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかにした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。
67	関西学院大学	125	125	135	1.59	28	39	51	37	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	113	54	47.8%			
68	甲南大学	60	50	49	1.74	5	11	12	17	27.8%	25.0%	16.9%	18.3%	39	10	25.6%	●		
69	神戸学院大学	60	35	30	1.30	0	4	6	3	0.0%	36.4%	33.3%	10.7%	18	3	16.7%	●	●	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
70	姫路獨協大学	30	20	5	1.88	0	1	0	2	0.0%	5.3%	0.0%	7.7%	28	1	3.6%	●	●	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
71	広島修道大学	50	30	27	1.15	6	7	6	28.6%	20.0%	12.8%	29	9	31.0%	●				
72	久留米大学	40	30	17	1.36	1	1	5	5	25.0%	3.4%	11.9%	10.0%	37	2	5.4%	●	●	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多々ある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
73	西南学院大学	50	35	36	1.15	2	7	2	10	50.0%	25.0%	4.3%	14.9%	44	10	22.7%	●		
74	福岡大学	30	30	31	1.37	3	6	10	7	60.0%	42.9%	30.3%	18.4%	21	11	52.4%	●		
計(平均)		5,765	4,904	4,844	2.81	1,009	1,851	2,065	2,043	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	4,415	2,123	48.1%	40校		26校

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成22年度の入学定員は、現時点で未確定のため、募集人員を記載。募集人員は、各大学から提出のあった平成22年度学生募集要項等から抜粋。

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

第二章 教員組織

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

- 2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。
- 3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。
- 4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - ・最低限必要な専任教員数は12人。
 - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
 - ・法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
 - ・実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
 - ・基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
 - ・展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - ・1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

法科大学院の認証評価受審状況

（ ）は不適格となった大学数

平成22年3月29日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
平成21年度	1 (0)	3 (1)	2 (1)	7 (2)
合 計	28 (7)	28 (7)	18 (10)	74 (24)

※ 京都産業大学は平成20年度及び平成21年度に受審（上記の表では平成20年度の評価結果のみ記載）。

法科大学院における組織見直しの促進方策について

平成 22 年 3 月 12 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 現状

- (1) 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、司法制度改革審議会（平成 11 年 7 月に内閣の下に設置）が平成 13 年 6 月にとりまとめた意見書を踏まえ、法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として、その導入について平成 14 年 3 月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成 13 年 12 月に司法制度改革推進本部を設置）。
- (2) 法科大学院の設置については、上記の審議会意見書で、「基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ、関係者の自発的創意に基づき、基準を満たしたものを設置認可した。
- (3) また、設置認可後も、開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、大学設置・学校法人審議会が調査を実施している（設置計画履行状況等調査）。
- (4) さらに、法科大学院に対しては、機関別評価とは別に、文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）により、法科大学院の教育研究活動の状況について評価が行われ、認証評価機関が定める評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）が行われている（認証評価）。
- ※ 平成 21 年 3 月までに認証評価を受けた法科大学院：68 校
（内訳）国立：21 校（5 校）、公立 2 校（0 校）、私立：45 校（17 校）→（ ）は不適格
- (5) 本委員会は、これまでの調査などで指摘された問題点を含めて、平成 21 年 4 月 17 日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」をとりまとめ、法科大学院教育の改善方策を提言した。
- (6) 本報告の提言に基づき、各法科大学院において、平成 22 年度の入学定員の見直しなど、改善が進められた。
- ※ 国立大学：1,760 人→1,361 人（△ 399 人、△ 22.7%）
私立大学：3,865 人→3,423 人（△ 442 人、△ 11.4%）
- ※ 平成 22 年度以前に削減を実施していない法科大学院 19 校は、平成 23 年度の削減を検討中。

(7) また、本報告で、各法科大学院の取組状況を把握し、改善を継続的に促していく組織を本委員会の下に設置することもあわせて提言した。

(8) これに従い、本委員会の下に、法科大学院関係者、法務省参事官、司法研修所教官、弁護士により構成される、ワーキング・グループを設置（平成 21 年 2 月 24 日）し、改善状況調査（平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月）を行い、第 1 回目の調査結果を、平成 22 年 1 月 22 日開催の本委員会で報告した。

① 改善の努力の継続が必要… 12 校（国立 3 校、私立 9 校）

② 大幅な改善が必要… 14 校（国立 3 校、私立 11 校）

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の見直し】

(1) 改善状況調査の結果を踏まえた、本委員会の審議においては、

① 各法科大学院では、本委員会が平成 21 年 4 月に提言した改善方策を踏まえて、教育の改善が進められていること

② その一方で、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること

③ その中には、組織の見直し（統廃合も含む。）の検討に着手していないなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院が見られることなどが指摘された。

※ 平成 21 年 4 月 17 日中教審法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（抜粋）

これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

(2) (1) の状況を踏まえれば、これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しが実施されることが急務である。

よって、文部科学省は、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきである。

【見直しの観点】

(3) (2) において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方の見直しにあたっては、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
- ② 見直しの対象となる法科大学院は、(1)で指摘したような、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
- ③ 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、本委員会の議論を踏まえつつ、文部科学省において基準を策定すべきであること

(4) (3) ③の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち、司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては、平成 22 年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう、すみやかに検討に着手する必要があるが、一方で、過度に高い指標により、すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み、法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から、合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

【関係機関における見直し等】

(5) 関係機関においても、派遣教員などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待される。

(6) 今回の措置の導入にあたっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を踏まえた法科大学院教育と司法試験との連携をより確実なものにすることが求められる。

現在、文部科学省及び法務省において実施されている「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」における、法曹養成全体の在り方の検証に係る議論なども踏まえ、本委員会及び文部科学省において引き続き取り組んでいくことが必要である。

新司法試験制度の概要

【試験の開始年】

平成18年

【受験資格】

法科大学院修了又は予備試験合格

【受験回数制限】

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

【試験日程等】

短答式及び論文式試験を同時実施（5月中旬）

・短答式試験（1日目）

公法系科目（憲法・行政法に関する分野の科目）	1時間30分
民事系科目（民法・商法・民訴法に関する分野の科目）	2時間30分
刑事系科目（刑法・刑訴法に関する分野の科目）	1時間30分

・論文式試験（2日目から4日目）

公法系科目（短答式試験と同じ）	4時間
民事系科目（短答式試験と同じ）	6時間
刑事系科目（短答式試験と同じ）	4時間
選択科目（8科目から一つ選択）	3時間
倒産法，租税法，経済法，知的財産法，労働法，環境法 国際関係法（公法系），国際関係法（私法系）	

【合格発表】

9月上旬

新司法試験短答・論文・総合成績(平成21年)

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
出願者	9734 人	496 人	3285 人	3781 人	2240 人	3713 人	5953 人
受験予定者	9564 人	492 人	3262 人	3754 人	2190 人	3620 人	5810 人
受験者	7392 人	417 人	2857 人	3274 人	1472 人	2646 人	4118 人
短答合格者	5055 人	346 人	2394 人	2740 人	859 人	1456 人	2315 人
(対受験者 短答合格率)	(68.4%)	(83.0%)	(83.8%)	(83.7%)	(58.4%)	(55.0%)	(56.2%)
短答平均点(全体)	228.1 点	242.6 点	243.2 点	243.1 点	218.6 点	214.8 点	216.1 点
短答平均点(合格者)	248.5 点	252.4 点	252.5 点	252.4 点	245.2 点	243.1 点	243.8 点
最終合格者	2043 人	140 人	1126 人	1266 人	286 人	491 人	777 人
(対受験者 最終合格率)	(27.6%)	(33.6%)	(39.4%)	(38.7%)	(19.4%)	(18.6%)	(18.9%)
(対短答合格者 最終合格率)	(40.4%)	(40.5%)	(47.0%)	(46.2%)	(33.3%)	(33.7%)	(33.6%)
論文平均点(全体)	361.9 点	360.0 点	371.7 点	370.2 点	350.5 点	352.8 点	352.0 点
論文平均点(最終合格者)	423.6 点	418.4 点	426.4 点	425.5 点	421.9 点	419.9 点	420.6 点
最終合格者総合平均点	871.8 点	864.3 点	877.8 点	876.3 点	867.7 点	862.5 点	864.4 点

※点数については、中欠者を除く。

※直近修了者

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者(直近者全体)	4012 人	249 人	1698 人	1947 人	662 人	1403 人	2065 人
短答合格者	2826 人	224 人	1488 人	1712 人	377 人	737 人	1114 人
(対受験者 短答合格率)	(70.4%)	(90.0%)	(87.6%)	(87.9%)	(56.9%)	(52.5%)	(53.9%)
短答平均点(全体)	231.7 点	248.4 点	248.7 点	248.6 点	218.9 点	214.2 点	215.7 点
短答平均点(合格者)	252.0 点	253.6 点	256.0 点	255.7 点	248.4 点	245.3 点	246.3 点
最終合格者	1406 人	102 人	846 人	948 人	144 人	314 人	458 人
(対受験者 最終合格率)	(35.0%)	(41.0%)	(49.8%)	(48.7%)	(21.8%)	(22.4%)	(22.2%)
(対短答合格者 最終合格率)	(49.8%)	(45.5%)	(56.9%)	(55.4%)	(38.2%)	(42.6%)	(41.1%)
論文平均点(全体)	374.9 点	368.5 点	385.1 点	383.0 点	358.5 点	364.6 点	362.5 点
論文平均点(最終合格者)	428.3 点	422.2 点	430.2 点	429.3 点	429.9 点	424.3 点	426.1 点
最終合格者総合平均点	881.2 点	871.8 点	885.4 点	883.9 点	884.0 点	871.5 点	875.5 点

※点数については、中欠者を除く。

新司法修習の内容

新司法修習では、修習期間を1年とし、10か月の実務修習（8か月の分野別実務修習・2か月の選択型実務修習）と2か月の集合修習の課程で構成されている。

ア 分野別実務修習

全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会において、経験豊富な実務家の個別指導の下で、実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ修習（個別修習）。民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の4分野について、各2か月ずつ実施される。

イ 選択型実務修習

司法修習生が、分野別実務修習の4分野を一通り修習した後に実施されるもので、各地方裁判所、地方検察庁、弁護士会で提供される多様な個別修習プログラムや全国の司法修習生を対象として提供される修習プログラムの中から、自らの進路や興味、関心に応じて主体的に選択し、又は司法修習生自身が、法曹の活動と密接な関係を有する分野について自ら修習先を開拓して設計することにより行われる。

ウ 集合修習

実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程で、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について、実際の事件記録をアレンジした修習用の事件記録を使って、起案することを中心に、司法研修所において2か月間実施される。

エ 司法修習生考試（いわゆる二回試験）

修習期間の最後に民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について実施されるもので、これに合格すると司法修習を終え、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられる。

オ 司法修習生の地位

司法修習生は、修習に専念すべき義務（修習専念義務）、秘密を保持する義務（秘密保持義務）を負い、修習のために通常必要な期間、修習専念義務を担保するため、国庫から一定額の給与や諸手当を受ける（なお、平成22年11月からは、国庫から一定額の修習資金の貸与を受けることができる制度に改められる。）。

（出典：司法研修所パンフレット）

司法修習生考試に関する資料

年 度	期	応試者数	不合格者数
平成19年度	新第60期	1,055	76 (7.2%)
	初めて 受験した者	986	59(6.0%)
平成20年度	新第61期	1,844	113 (6.1%)
	初めて 受験した者	1,811	101(5.6%)
平成21年度	新第62期	2,067	75 (3.6%)
	初めて 受験した者	2,044	70(3.4%)

注 1 不合格者数には, 病気等により司法修習生考試を欠席した者が含まれる。

2 応試者数, 不合格者数には, 再受験者数も含まれる。